

○ 山梨大学学則（案）

制定	平成16年	4月	1日
改正	平成17年	12月	1日
	平成19年	4月	1日
	平成20年	1月23日	
	平成20年	3月19日	
	平成21年	2月25日	
	平成21年	12月24日	
	平成22年	7月21日	
	平成23年	11月30日	
	平成25年	7月31日	
	平成26年	11月28日	
	平成26年	12月24日	
	平成27年	2月25日	
	平成27年	11月26日	
	平成28年	5月31日	
	平成29年	7月31日	
	平成30年	1月30日	
	平成31年	1月29日	
	令和2年	1月28日	
	令和3年	3月30日	
	令和3年	4月27日	
	令和4年	3月29日	
	令和6年	月	日

第1節 総則

（目的及び使命）

第1条 山梨大学（以下「本学」という。）は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

（学部等）

第2条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。

教育学部	学校教育課程
医学部	医学科
	看護学科
工学部	工学科
生命環境学部	生命工学科
	地域食物科学科
	環境科学科
	地域社会システム学科

2 前項の各学部、各課程・学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

3 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条の規定に基づく、第1項の各学部、各課程、各学科ごとの人材養成上の目的、及び教育目標は、別表第2のとおりとする。

- 4 学部に置く学科目等については、別に定める。
- 5 本条に定めるもののほか、学部に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日
(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を次の2学期に分ける。

- 前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 開学記念日（10月1日）
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、別に定める。
- 3 臨時の休業日については、その都度定める。

第3節 入学
(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第7条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願の手続)

第8条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第9条 入学志願者については、選考の上、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第10条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学誓約書その他指定の書類を提出するとともに、入学料を納入しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納入については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第11条 本学を退学し、又は本学から除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

(転入学)

第12条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者については、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を志願する者は、現に在籍する大学の学長又は学部長の許可証を提出しなければならない。

(編入学)

第13条 本学に編入学を志願する者（次条に規定する者を除く。）については、選考の上、入学を許可することがある。

2 編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学卒業者

(2) 短期大学卒業者

(3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(4) 高等専門学校卒業者

(5) 高等学校等の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第7条に規定する入学資格を有する者に限る。）

(7) その他本学において、これらと同等以上の学力があると認められた者

3 前項各号に掲げる者のほか、医学進学課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者の編入学については、医学部が別に定める。

第14条 削除

第15条 削除

(入学前の既修得単位等の取扱)

第16条 第11条から前条までの規定により入学を許可された者の入学前の修得単位の取扱い及び修学すべき年数並びに在学年限については、当該学部が定めるものとする。

(転学部、転課程、転学科等)

第17条 本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者がある場合は、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することがある。

2 学部の学生で、その所属する学部の課程、学科及びそれらに設置されるコース・専修から、同一学部の他の課程、学科、コース・専修を志願する者については、当該学部教授会の意見を聴いて、許可することがある。

3 本条に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第19条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に規定する大学入学資格を有する者が、第42条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えることはできない。

(在学年限)

第20条 在学年限は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科においては、1年次及び2年次、3年次及び4年次並びに5年次及び6年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

3 医学部看護学科においては、1年次及び2年次並びに3年次及び4年次の各2学年における在学年数はそれぞれ4年を超えることはできない。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第21条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の知識・技能を修得させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配慮するものとする。

(教育課程及び履修方法)

第22条 教育課程及び履修方法については、山梨大学全学共通教育科目等履修規程及び各学部の定めるところによる。

(授業の方法)

第23条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定める授業の方法により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

5 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(1単位当たりの授業時間)

第24条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義と実習など二以上の方法の併用により行なう場合は、第1号及び第2号の規定を考慮の上、大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第25条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第26条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

第26条の2 大学設置基準第19条の2に規定する連携開設科目において修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に次の各号のいずれかに該当する単位を有する場合において、その単位を本学入学後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位
 - (2) 大学設置基準第31条に規定する科目等履修生として修得した単位
- 2 本学が教育上有益と認められるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修について、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

第29条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査（以下「試験等」という。）の上、単位を与えるものとする。

2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 教育職員免許状

(教育職員免許の取得)

第30条 学生が、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする場合は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

第7節 留学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(留学)

第31条 学生が、第26条第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学において修学しようとするときは、所定の手続を経て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第18条に規定する修学年限及び第20条に規定する在学年限の期間に算入する。

(休学)

第32条 学生が、病気その他特別の理由により2か月以上修学することができないときは、所定の手続を経て、休学することができる。

2 病気等の理由により修学することが適当でないと認める学生に対しては、学長は、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第33条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、通算3年（医学部医学科にあっては4年）まで休学を許可することがある。

2 休学した期間は、第18条に規定する修業年限及び第20条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第34条 学生が休学期間中にその理由が消滅し、復学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、復学することができる。

(転学)

第35条 学生が他の大学に転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第36条 学生が退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長に願い出、学長の許可を受けなければならない。

2 学生が、学業成績不振により成業の見込みがないと認められたときには、所属学部教授会の意見を聴いて、学長は退学を命ずることができる。

(除籍)

第37条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、所定の手続を経て、学長は当該学生を除籍する。

- (1) 第20条の期間在学してなお所定の単位を修得しない者
- (2) 第33条第1項の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者のうち、不許可になった者又は半額免除が許可になった者及び徴収猶予が許可された者で、所定の期日までに入学料を納入しない者
- (4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

第8節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第38条 第18条に規定する期間（第16条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数）以上在学し、卒業要件単位を修得した者については、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に附記する専攻分野の名称は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第39条 学生として表彰に価する行為があった場合は、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第40条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、所属学部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みのないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 停学の期間は、第18条に規定する修業年限には算入せず、第20条に規定する在学年限には算入する。

第10節 研究生等

(研究生)

第41条 本学において特定の事項について研究することを志願する者に対しては、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者に対しては、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者に対しては、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生又は特別聴講学生として本学に入学を志願する者に対しては、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 その他

(検定料、入学料及び授業料)

第45条 本学の検定料、入学料及び授業料に関する規程は、別に定める。

(寄宿舍)

第46条 学生は、希望により本学の寄宿舍に入舎することができる。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第47条 本学に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第48条 この学則の改正については、教育研究評議会において、出席した委員の過半数の賛成を必要とする。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 山梨大学学則(昭和28年12月11日制定)、山梨医科大学学則(昭和55年3月29日制定)及び山梨大学学則(平成14年10月1日制定)は、廃止する。

3 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第17条の規定に基づき、山梨大学及び山梨医科大学を卒業するために必要であった教育課程の履修を本学において行う者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

4 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立大学設置法(昭和24年法律第150号)第3条に基づき設置された山梨大学に設置された工学部物質・生命工学科は、平成16年3月31日に同学科に在学する者が在学なくなるまでの間存続するものとみなし、この間、同学科の教育課程は存続するものとする。

5 前項の規定により存続する工学部物質・生命工学科の教育課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、別に定める。

6 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科の収容定員は、別表第1にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは次のとおりとする

学部・学科	収容定員		
	平成16年度	平成17年度	平成18年度
工学部 物質・生命工学科	270人	180人	90人

7 附則第4項の規定により存続するものとみなす工学部物質・生命工学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	教員免許状の種類及び免許教科	
工学部物質・生命工学科	高等学校教諭 一種免許状	工業

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収 容 定 員						
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成25年度 ～平成29年度	
医学部 医学科	平成20年度 ～平成29年度	110	610	620	630	640	650	660

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収 容 定 員						
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年度 ～平成29年度	
医学部 医学科	平成21年度 ～平成29年度	120	630	650	670	690	710	720

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、平成30年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科	入学定員	収 容 定 員						
		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成27年度 ～平成29年度	
医学部 医学科	平成22年度 ～平成29年度	125	655	680	705	730	745	750

附 則

この規則は、平成22年7月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部国際共生社会課程及びソフトサイエンス課程並びに工学部機械システム工学科、電気電子システム工学科、コンピュータ・メディア工学科、土木環境工学科、応用化学科、生命工学科、循環システム工学科及び当該教育課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成24年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 前項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育人間科学部	国際共生社会課程	120	80	40
	ソフトサイエンス課程	120	80	40
工学部	機械システム工学科	290	200	100
	電気電子システム工学科	220	150	75
	コンピュータ・メディア工学科	235	160	80
	土木環境工学科	225	150	75
	応用化学科	150	100	50
	生命工学科	105	70	35
	循環システム工学科	135	90	45

4 附則第2項の規定により存続する教育人間科学部の各課程及び工学部の各学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第30条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学科又は課程		教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教育人間科学部	国際共生社会課程	共生社会コース	高等学校教諭 一種免許状	商業
工学部	機械システム工学科 電気電子システム工学科 土木環境工学科 応用化学科 生命工学科 循環システム工学科		高等学校教諭 一種免許状	工業
	コンピュータ・メディア工学科			情報

5 生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
(単位：人)

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生命環境学部	生命工学科	35	70	105
	地域食物科学科	30	60	90
	環境科学科	30	60	90
	地域社会システム学科	35	70	105
	合 計	130	260	390

附 則

この規則は、平成25年7月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、第2条及び第30条については、平成26年12月24日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続する教育人間科学部学校教育課程及び生涯学習課程の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	課 程	収 容 定 員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育人間科学部	学校教育課程	375	250	125
	生涯学習課程	60	40	20

- 4 生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
生命環境学部	生命工学科	140	140	140
	地域食物科学科	127	134	141
	環境科学科	120	120	120
	地域社会システム学科	153	166	179
	合 計	540	560	580

附 則

この規則は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度から平成36年度までは、次のとおりとする。なお、平成37年度以降の入学定員及び収容定員は、追って定めるものとする。

学部・学科等		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
医学部 医学科	入学定員	125	125	105	105	105	105	105	—
	収容定員	750	750	730	710	690	670	650	—

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項に定める医学部看護学科の平成31年度の収容定員は、同項の規定にかかわらず、250人とする。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 第2条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学部・学科		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医学部 医学科	入学定員	125	125	105	105	105	105	105
	収容定員	750	750	730	710	690	670	650

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 教育学部及び生命環境学部の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(単位：人)

学 部	学科又は課程	収 容 定 員		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育学部	学校教育課程	495	490	485
	計	495	490	485
生命環境学部	生命工学科	145	150	155
	地域食物科学科	148	148	148
	環境科学科	120	120	120
	地域社会システム学科	192	192	192
	計	605	610	615

- 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

(単位：人)

学部・学科		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
医学部 医学科	入学定員	125	105	105	105	105	105
	収容定員	750	730	710	690	670	650

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、施行日前に設置されている工学部機械工学科、メカトロニクス工学科、コンピュータ理工学科、電気電子工学科、土木環境工学科、応用化学科、先端材料工学科及び当該教育課程は、施行日前に在学する者（以下「在学者」という。）並びに

令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、編入学及び転入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する工学部の各学科の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
工学部	機械工学科	185	130	65
	メカトロニクス工学科	165	110	55
	電気電子工学科	175	120	60
	コンピュータ理工学科	175	120	60
	土木環境工学科	165	110	55
	応用化学科	165	110	55
	先端材料理工学科	105	70	35

- 4 附則第2項の規定により存続する工学部の各学科において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、第30条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
工学部	機械工学科 メカトロニクス工学科 電気電子工学科 土木環境工学科	高等学校教諭 一種免許状	工業
	コンピュータ理工学科		数学及び情報
	応用化学科		理科
	先端材料理工学科		数学及び理科

別表第1（第2条第2項関係）

（単位：人）

学 部	学科又は課程	入学定員	編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	120		480
	計	120		480
医学部	医学科	105		630
	看護学科	60		240
	計	165		870
工学部	工学科	365	20	1,500
	計	365	20	1,500
生命環境学部	生命工学科	40		160
	地域食物科学科	37		148
	環境科学科	30		120
	地域社会システム学科	48		192
	計	155		620
合 計		805	20	3,470

別表第2(第2条第3項関係)

学部	人材養成上の目的	教育目標
教育学部	人間と文化・社会に関する幅広い視野と教養をもち、人間の生涯発達と学習についての専門的な知識を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する人材の養成	人間の生涯発達を視野に収め、教育に対する情熱と課題を解決する高い実践力を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する教育人の養成を目指します。
医学部	深い人間愛と広い視野を持ち、医の倫理を身に付け、科学的根拠に基づいた医学的知識、技術を備え、地域医療や国際医療に貢献できる医療人や国際的に活躍できる優れた研究者の養成	病める人の苦痛を自らの苦痛と感ずることができ、生涯にわたって医学的知識、技術の修得に努め、地域社会・国際社会の保健医療・福祉に貢献する人材及び疾患の原因解明や治療法の開発に寄与できる研究者の養成を目指します。
工学部	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材の養成を目指します。
生命環境学部	自然と社会の共生科学に基づき、広い視野と深い専門知識を身につけ、持続可能な地域社会の繁栄を担う人材の養成	生命科学・食物生産・環境科学・社会科学に関する実践教育により、広範な知識を統合し、問題を発見し解決する能力を身につけ、自然と社会の共生科学の観点から持続可能で豊かな地域社会を実現できる人材の養成を目指します。

学科、課程	人材養成上の目的	教育目標
学校教育課程	子どもの発達と教育の道筋を学び、新しい時代の教育文化と学校教育を担い切り拓く人材の養成	人間の生涯発達・生涯学習のなかで学校教育の課題を捉え、教育文化・教科の広がりを見通すことのできる豊かな教養を基盤に、 ① 子どもの発達と教育の過程を長期スパンで把握するとともに、個々の内面と可能性を深く洞察することができ、 ② 学校教育の特定の教科、あるいは幼小連携、特別支援、学校運営といった特定の課題に関して、得意分野を持ち、 ③ 教室の内外における実践活動を計画・実行し、その結果を評価・省察して、次の教育活動に活かすことのできる、 実践的指導力の高い教育者の養成を目指します。
医学科	現代医療・医学を担う、優れた臨床医・医学研究者の養成	幅広い知識と高度な技能の獲得とともに、人格の涵養にも重点を置いた教育プログラムを実施し、21世紀の医療を担う優れた医師及び医学研究者の養成を目指します。
看護学科	深い人間愛と広い視野を持つ、人間性豊かな看護専門職の養成	社会的ニーズを的確に捉え、急速に進展する保健・医療・福祉の動向にも目を向けつつ、創造と実践による教育・研究を行い、質の高い看護サービスを提供できる優れた看護専門職と、将来指導的立場で活躍できる人材の養成を目指します。
工学科	広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成（再掲）	基礎的・専門的学力、論理的な表現力やコミュニケーション能力を修得するとともに、工学技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に負っている責任を理解し、科学的知見と技術を総合して社会的課題を解決する能力、すなわちエンジニアリングデザイン能力を身につけた人材の養成を目指します。（再掲）
生命工学科	最先端のバイオテクノロジーで人類の未来を切り拓く人材の養成	生命工学は生物が持つ多様な機能を解明し、それらの応用を目指す学問分野です。生命工学が生み出す先端のバイオテクノロジーは、様々な分野に大きな変革をもたらしています。バイオテクノロジーによって解決すべき課題を自らの力で見だし、それらの課題を高い創造性をもって解決できる能力を備えた研究者、技術者の養成を目指します。
地域食物科学科	食の美味しさや豊かさを探求し、人類が直面する食料問題の解決を目指す人材の養成	食物科学や農学に関する専門知識・技術を基礎として、果樹・野菜生産や食品製造、資源・環境などの多角的な視点から、人類が直面する食料問題に取り組める人材の養成を目指します。 「ワイン科学特別コース」 ブドウやワインに関する高度な専門知識と実践的な技術力を備え、ワイン製造に熱意を持った技術者・研究者の養成を目指します。

環境科学科	人類の生存基盤である地球環境の理解を通じ、自然と共生した持続可能な社会の形成に貢献できる人材を養成	人と自然との関わりを理解し、自然環境の現状や人間活動の影響を分析・評価するための環境計測技術と環境保全施策に関する専門知識を兼ね備え、さらに多様な立場・分野・考えをもつ人々と協働しながら環境課題の解決に取り組むことのできる人材の養成を目指します。
地域社会システム学科	持続可能な社会の繁栄という観点から新たな発展モデルの確立を目指し、社会経営に関わる理論的知識と実践力をバランスよく身につけた人材の養成	社会経営すなわち企業や社会のマネジメントに関連の深い経済学、経営学、法律学、政治学の4分野の基礎的知識および、実務能力の基盤となる数理的手法と調査手法を修得するとともに、グローバル系科目やローカル系実習科目を用意し、国際的な視座を獲得することにより、地域の持続的発展に向けて社会を運営する能力を持つ人材の養成を目指します。

別表第3（第30条第2項関係）

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類及び免許教科又は領域	
教育学部	学校教育課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、 数学、理科、音楽、美術、 書道、保健体育、家庭、 英語、情報、工業
		特別支援学校教諭 一種免許状	(知的障害者) (肢体不自由者) (病弱者)
		幼稚園教諭 一種免許状	
工学部	工学科	高等学校教諭 一種免許状	理科、工業

○ 山梨大学学位細則

制定 平成27年11月26日
 改正 平成30年 1月30日
 平成31年 2月19日
 令和 3年11月19日
 令和 4年11月18日

(趣旨)

第1条 この細則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条、山梨大学学則（以下「学則」という。）第38条第2項及び山梨大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第40条第5項の規定に基づき、山梨大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学部	学士（教育）
医学部	学士（医学）
〃	学士（看護学）
工学部	学士（工学）
生命環境学部	学士（生命工学）
〃	学士（農学）
〃	学士（環境科学）
〃	学士（社会科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部修士課程

生命医科学専攻	修士（医科学）
看護学専攻	修士（看護学）
工学専攻	修士（工学）
生命環境学専攻	修士（農学）
〃	修士（学術）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医工農学総合教育部博士課程

4年博士課程

医学専攻	博士（医学）
------	--------

3年博士課程

ヒューマンヘルスケア学専攻	博士（看護学）
---------------	---------

工学専攻	博士（工学）
------	--------

〃	博士（学術）
---	--------

統合応用生命科学専攻	博士（農学）
------------	--------

〃	博士（生命医科学）
---	-----------

〃	博士（生命工学）
---	----------

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に対し授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に対し授与する。

4 教職修士（専門職）の学位は、本学大学院教職大学院の課程を修了した者に対し授与する。

5 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格

し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

（学位論文の中間審査）

第4条 本学大学院博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合において、専攻により、学位論文の提出に先立って、別に定める学位論文の中間審査を行うことがある。

（修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文の提出）

第5条 本学大学院修士課程又は博士課程を修了しようとする者が学位論文の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（修士課程を修了しようとする者の研究成果の提出）

第5条の2 本学大学院修士課程を修了しようとする者が、前条に規定する学位論文に代え、山梨大学大学院学則第37条第1項に規定する特定の課題についての研究成果（以下「研究成果」という。）の審査を申請する場合は、別に定める期日までに、研究成果審査願に研究成果及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するものとする。

（課程を経ない者の学位授与の申請）

第6条 第3条第5項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文審査願に学位論文及び別に定めるその他の申請書類を添え、医工農学総合教育部長に提出するとともに、国立大学法人山梨大学授業料等に関する規程第8条に規定する学位論文審査手数料を納入しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

（学位論文又は研究成果の提出）

第7条 提出する学位論文又は研究成果は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 学位論文又は研究成果の審査のため必要があると認めるときは、提出者に対して、当該論文の訳文、模型、標本等の資料の提出を求めることができる。

（学位論文、研究成果及び学位論文審査手数料の返付）

第8条 受理した学位論文、研究成果及び既納の学位論文審査手数料は、返付しない。

（審査の付託）

第9条 医工農学総合教育部長は、第5条及び第6条第1項により提出された学位論文又は研究成果を受理したときは、その審査及び最終試験又は専攻分野に関する学力の確認を医工農学総合教育部教授会に付託するものとする。

（審査委員）

第10条 医工農学総合教育部教授会は、前条の付託を受けたときは、審査する学位論文又は研究成果ごとに、審査及び最終試験又は学力の確認を行うため、論文等審査委員会を設置する。

2 論文等審査委員会の委員の選出等については、別に定める。

（最終試験）

第11条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者に対する最終試験は、学位論文又は研究成果の審査が終わった後、その関連分野について、口答又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第12条 第3条第5項の規定により、学位論文を提出して学位の授与を申請した者に対する学力の確認は、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有するか否かについて、口頭又は筆答試問により行うものとする。

(学力確認の特例)

第13条 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者が、本学大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者であるときは、医工農学総合教育部教授会で定める年限内に限り、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第14条 修士課程又は博士課程を修了しようとする者の学位論文又は研究成果の審査及び最終試験は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

2 第3条第5項の規定により、学位の授与を申請した者の審査期間は、医工農学総合教育部長が当該学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由が生じ、医工農学総合教育部教授会が承認したときは、その期間を更に1年以内に限り延長することができる。

(審査結果の報告)

第15条 論文審査委員会は、学位論文又は研究成果の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を、文書をもって医工農学総合教育部教授会に報告しなければならない。

(学位授与の審議)

第16条 医工農学総合教育部教授会は、前条の報告に基づき学位授与の可否を審議し、議決するものとする。

2 前項の議決をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学長への報告)

第17条 医工農学総合教育部長は、前条第1項の議決をしたときは、議決の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与等)

第18条 学長は卒業を認定した者に対し、所定の学位記を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づき、学位の授与を決定した者には所定の学位記を授与し、学位を授与することが適当でないとした者には、その旨を通知するものとする。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

第19条 学長は、修士又は博士の学位を授与したときは、本学の学位簿に登録する。

2 第18条第2項の規定により、博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する

ものとする。

(学位論文の公表)

- 第21条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 前2項の規定により博士の学位論文を公表する場合には、「山梨大学審査学位論文(博士)」又は「山梨大学審査学位論文(博士)要旨」と明記しなければならない。

(学位の名称)

- 第22条 本学の修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が当該学位の名称を用いるときは、「山梨大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

- 第23条 本学において修士、博士又は教職修士(専門職)の学位を授与された者が、不正の方法により当該学位を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は教育学研究科委員会又は医工農学総合教育部教授会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。
- 2 前項の議決をする場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

- 第24条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

- 第25条 この細則に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育人間科学部又は医学工学総合教育部に在学する者については、従前の例による。
- 3 山梨大学学位規程(平成16年4月1日制定)は廃止する。

附 則

- 1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に医工農学総合教育部博士課程に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に教育学研究科修士課程に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に生命環境学部 に在学する者については、従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、令和4年12月1日から施行する。

別記様式（第24条関係）

（学部・学士）

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学〇〇学部〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位（課程）を修めて本学を卒業したことを認め学士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日



山梨大学長 印



(大学院・修士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・修士)

University of Yamanashi

《 研究科・教育部 》

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

《 学位 》

教育学研究科

in the Division of 《専攻》 of this University,

医工農学総合教育部
専攻までの所属

in the Department of 《専攻》 of this University,

コースまでの所属

in the 《コース》, Department of 《専攻》 of this University,

has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

(大学院・修士 (博士論文研究基礎力審査))

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院〇〇〇〇〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し博士論文研究基礎力審査に合格したので修士 (工学) の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・修士 (博士論文研究基礎力審査))

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

《 学 位 》

専攻までの所属

in the Department of 《専攻》 of this University,

コースまでの所属

in the 《コース》, Department of 《専攻》 of this University,

has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

(教育学研究科・教職修士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院教育学研究科教職大学院の課程教育実践創成専攻において所定の単位を修得したので教職修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(教育学研究科・教職修士)

University of Yamanashi

Graduate School of Education

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having fulfilled all the requirements for the degree of

Master of Education in Teaching

in the Division of Advanced Studies on Transforming Educational Practice
of this University, has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(大学院・博士)

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院医工農学総合教育部博士課程
〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格した
ので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(大学院・博士)

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : ≪氏名≫

Date of Birth : ≪生年月日≫

having fulfilled all the requirements for the degree of

≪ 学位 ≫

専攻までの所属

in the Department of ≪専攻≫ of this University,

コースまでの所属

in the ≪コース≫, Department of ≪専攻≫ of this University,

has been awarded the degree on this day

≪学位授与日≫

No. ≪学位記番号≫

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(大学院・博士 (マレーシアペルリス大学からの特別交流学生 (工学専攻システム工学コース))

〇〇第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日生

本学大学院医工農学総合教育部博士課程
〇〇〇〇〇において所定の単位を修得し
学位論文の審査及び最終試験に合格した
ので博士 (〇〇) の学位を授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

この学位は山梨大学とマレーシアペルリス大学とのデュアルディグリープログラム協定に基づき授与されるものです

(大学院・博士 (マレーシアペルリス大学からの特別交流学生 (工学専攻システム工学コース))

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : ≪氏名≫

Date of Birth : ≪生年月日≫

having fulfilled all the requirements for the degree of

≪ 学位 ≫

専攻までの所属

in the Department of ≪専攻≫ of this University,

コースまでの所属

in the ≪コース≫, Department of ≪専攻≫ of this University,

has been awarded the degree on this day

≪学位授与日≫

No. ≪学位記番号≫

Official Seal

Of

University of Yamanashi

President

This degree is conferred under the Dual Degree Program agreement
between University of Yamanashi and Universiti Malaysia Perlis.

備考 英文による学位記は、山梨大学英文学位記交付要領に基づき交付する。

(論文・博士)

〇〇第 号

学位記

氏 名
年 月 日生

本学にて学位論文を提出し所定の審査及び
試験に合格したため博士（〇〇）の学位を
授与する

年 月 日

大学印

山梨大学長 印

(論文・博士)

University of Yamanashi

Integrated Graduate School of Medicine, Engineering, and Agricultural Sciences

This is to certify that

Name : 《氏名》

Date of Birth : 《生年月日》

having submitted a doctoral dissertation and successfully
fulfilled the requirements for the degree of

《 学 位 》

at the University of Yamanashi,
has been awarded the degree on this day

《学位授与日》

No.《学位記番号》
Official Seal
Of
University of Yamanashi

President

○ 教育学部履修規程（案）

制 定 平成28年4月1日
最終改正 令和 6年 月 日

（総則）

第1条 本学部の授業科目及び履修の方法等については、この規程の定めるところによる。

（授業科目）

第2条 授業科目は、全学共通教育科目、専門科目に大別する。

- 2 全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。
- 3 専門科目は、学部共通科目部門、教職基礎等科目部門、教科指導法科目部門、教科専門科目部門、コース専門科目部門、教育プログラム部門及び資格に関する科目部門にそれぞれ区分して開設する。
- 4 各部門で開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数等は、第1表から第16表に示すとおりとする。
- 5 前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則（以下「学則」という。）第25条の規定に基づき、他学部の専門科目を履修することができる。
- 6 前項に定める授業科目のほか、学則第26条及び第27条の規定に基づき、教育上有益と認めるときは、他の大学等の授業科目を履修することができる。

（授業時間数）

第3条 各授業科目の1単位当たりの授業時間数等については、次のとおりとする。

- (1) 講義・演習による授業科目については、15時間
- (2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30時間又は45時間
- (3) インターンシップについては、1週間以上
- (4) 教育実習・卒業論文等の授業科目については、別に定める。

（履修方法）

第4条 授業科目の各科目における履修方法は、次条以下に定めるとおりとする。

（全学共通教育科目の各部門における履修）

第5条 全学共通教育科目の人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門、自発的教養科目部門においては、次のとおり履修するものとする。なお、詳細な履修方法については「山梨大学全学共通教育科目等履修規程」の定めるところによるものとする。

- (1) 人間形成科目部門においては、4単位以上を修得しなければならない。
- (2) 語学教育科目部門においては、12単位以上を修得しなければならない。
- (3) 情報・数理教育科目部門においては、2単位を修得しなければならない。
- (4) 教養教育科目部門においては、12単位以上を修得しなければならない。また、日本国憲法は必修とする。

（専門科目の修得単位数）

第6条 コース・系・教育プログラム別の専門科目の修得単位数は第1表のとおりとする。

（専門科目の各部門における履修）

第7条 学部共通科目部門においては、第2表の6単位を修得しなければならない。

第8条 教職基礎等科目部門においては、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び教育実践に関する科目について次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小1種・幼2種免許を取得する者」においては、第3表-1から必修単位を含めた38単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼1種・小2種免許を取得する者」においては、第3表-2から必修単位を含めた40単位を修得しなければならない。
- (3) 障害児教育コースにおいては、第4表から必修単位を含めた35単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小1種・中2種免許を取得する者」においては、第5表-1から必修単位を含めた38単位を修得しなければならない。
- (5) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中1種・小2種免許を取得する者」においては、第5表-2から必修単位を含めた40単位を修得しなければならない。
- (6) 山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については（3）の障害児教育コースの、中学校については（4）の各教科の該当するコース「特別P」の指定する単位を修得しなければならない。

第9条 教科指導法科目部門においては、各教科の指導法に関する科目について次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小1種・幼2種免許を取得する者」及び障害児教育コースにおいては、第6表-1の20単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼1種・小2種免許を取得する者」においては、第6表-2から必修単位を含めた12単位を修得しなければならない。
- (3) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小1種・中2種免許を取得する者」においては、第7表-1から必修単位を含めた22単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中1種・小2種免許を取得する者」においては、第7表-2から必修単位を含めた20単位を修得しなければならない。
- (5) 山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については（1）の障害児教育コースの、中学校については（3）の各教科の該当するコース「特別P」の指定する単位を修得しなければならない。

第10条 教科専門科目部門においては、小学校の教科に関する専門的事項に関する科目について次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小1種・幼2種免許を取得する者」においては、第8表から10単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼1種・小2種免許を取得する者」においては、第8表から4単位を修得しなければならない。
- (3) 障害児教育コースにおいては、第8表から10単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「小1種・中2種免許を取得する者」においては、第8表から10単位を修得しなければならない。
- (5) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コース「中1種・小2種免許を取得する者」においては、第8表から4単位を修得しなければならない。
- (6) 山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、第8表から「特別P」の指定する10

単位を修得しなければならない。

第11条 コース専門科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 幼小発達教育コース「小1種・幼2種免許を取得する者」においては、第9表-1から必修単位を含めた24単位を修得しなければならない。
- (2) 幼小発達教育コース「幼1種・小2種免許を取得する者」においては、第9表-2から必修単位を含めた30単位を修得しなければならない。
- (3) 障害児教育コースにおいては、第10表から必修単位を含めた26単位を修得しなければならない。
- (4) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては、取得しようとする中学校教員免許状の種類に従い、当該教科の免許状取得のための「系」を所属コースの中からひとつ選択しなければならない。
- (5) 言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースにおいては、系ごとに第11表～第14表から指定単位を含めて修得しなければならない。
- (6) 山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、小学校教員免許状と取得をしようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）毎に、特別支援学校については（3）の障害児教育コース「特別P」の、中学校については（5）の各教科の該当するコース・系「特別P」の指定する単位を修得しなければならない。

第12条 教育プログラム専門科目部門においては、次のとおり履修するものとする。

- (1) 山梨県小学校教員養成特別教育プログラムにおいては、第15表から必修単位を含めた15単位を修得しなければならない。

第13条 本学部の学生は、第16表に定める資格に関する科目を履修することができる。なお、第16表で修得した単位は、自由選択科目の単位数に含めることができる。

（他学部の専門科目の履修）

第14条 第2条第5項の規定に基づき、他学部の専門科目を履修する場合、開設科目、履修方法については別に定める。なお、修得できる単位数は8単位までとし、コース専門科目部門の単位に充てるものとする。

- 2 前項に定めるものの他、担当教員が認めた場合、他学部の専門科目を履修することができる。ただし、第20条に挙げた単位に含めることはできない。

（インターンシップの履修）

第15条 インターンシップの履修に関する細則は、別に定める。

（教育実習の履修）

第16条 教育実習の履修に関する細則は、別に定める。

（教職実践演習（幼・小・中・高）の履修）

第17条 教職実践演習（幼・小・中・高）の履修申告をするためには、卒業に必要な教育実習の単位を全て修得していることを原則とする。

- 2 外国の大学への留学等、修学上の理由により教育実習を履修中の者は、学部長の承認を受けて履修することができる。

（卒業論文等の履修）

第18条 卒業論文等は4年次に履修することとする。なお、卒業論文等の履修に関する細則は、別に定める。

(履修申告)

第19条 履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

2 履修申告に関する細則は、別に定める。

(教育職員免許状)

第20条 教育職員免許状の取得に関する授業科目の履修方法等については、別に定める。なお、幼小発達教育コースについては、小学校1種及び幼稚園2種又は幼稚園1種及び小学校2種のいずれかを、言語教育コース、生活社会教育コース、科学教育コース、芸術身体教育コースについては、小学校1種及び中学校2種又は中学校1種及び小学校2種のいずれかを、山梨県小学校教員養成特別教育プログラムについては、小学校1種に加え、特別支援学校1種又は中学校2種のいずれかを取得しなければならない。

(成績評価及び単位認定)

第21条 授業科目の成績評価は、原則として試験の結果による。

2 成績は、100点を満点とする点数により表示する。

3 成績が60点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

4 成績を評語により表示する場合は、次のとおりとする。

- (1) S (95～100)
- (2) S- (90～94)
- (3) A+ (87～89)
- (4) A (83～86)
- (5) A- (80～82)
- (6) B+ (77～79)
- (7) B (73～76)
- (8) B- (70～72)
- (9) C+ (66～69)
- (10) C (60～65)
- (11) F (0～59及び未受験)

(試験)

第22条 試験は、原則として各学期の終わりに行う。

2 試験は、それが行われる学期において、その授業科目の授業に3分の2以上出席していなければ受けることができない。

3 特別な理由により試験を受けることのできなかつた場合は、その追試験を願い出ることができる。

4 追試験に関する細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第23条 卒業の要件は、本学に4年(学則第19条の規定に基づき在学すべき年数を別に定められた場合を除く。)以上在学し、全学共通教育科目から32単位以上と、専門科目からコース・系・教育プログラムごとに定められた各コース・系については、104単位以上を含む、合計136単位以上を、山梨県小学校教員養成特別教育プログラムについては、119単位以上を含む、合計145単位以上を修得していることとする。

(外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例)

第24条 外国人留学生については、語学教育科目部門の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、語学教育科目部門の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2 外国人留学生に対しては、語学教育科目部門の中に日本語に関する授業科目を開設する。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降の入学者から適用する。

2 平成31年度（令和元年度）及び令和2年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降の入学者から適用する。

2 令和3年度及び令和4年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

第1表

コース・系・教育プログラム別の専門科目及び卒業要件全体の修得単位数

課程・コース・系・教育プログラム			専門科目								全学 共通 教育 科目	全体 合計	
			学部共通 科目	教職基礎 等 科 目	教科指導 法 科 目	教科専門 科 目	コース専 門 科 目	教育プロ グラム専 門 科 目	卒 業 論 文	自由選択 科 目			合計
学 校 教 育 課 程	幼小発達教育コース	小1・幼2	6	38	20	10	24		4	2	104	32	136
		幼1・小2	6	40	12	4	28		4	10	104	32	136
	障害児教育コース	小1・特1	6	35	20	10	26		4	3	104	32	136
		特別P	6	35	20	10	26	15		1	113	32	145
	言語教育コース (国語教育系・ 英語教育系)	小1・中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別P	6	38	22	10	10	15		12	113	32	145
	生活社会教育コース (社会科教育系)	小1・中2	6	38	22	10	14		4	10	104	32	136
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別P	6	38	22	10	14	15		8	113	32	145
	生活社会教育コース (家政教育系)	小1・中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別P	6	38	22	10	10	15		12	113	32	145
	科学教育コース (数学教育系・ 技術教育系)	小1・中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別P	6	38	22	10	10	15		12	113	32	145
	科学教育コース (理科教育系)	小1・中2	6	38	22	10	16		4	8	104	32	136
		中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136
		特別P	6	38	22	10	16	15		6	113	32	145
	芸術身体教育コース (音楽教育系・ 美術教育系)	小1・中2	6	38	22	10	10		4	14	104	32	136
中1・小2		6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
特別P		6	38	22	10	10	15		12	113	32	145	
芸術身体教育コース (保健体育系)	小1・中2	6	38	22	10	19		4	5	104	32	136	
	中1・小2	6	40	20	4	26		4	4	104	32	136	
	特別P	6	38	22	10	19	15		3	113	32	145	
山梨県小学校教員養成特別 教育プログラム		小学校教員免許状と、取得しようとする免許状の種類（特別支援学校又は中学校の各教科）ごとに上記の該当するコース・系の「特別P」の指定する単位を修得しなければならない									113	32	145

(注) 1 系とは、取得しようとする中高の主たる教員免許状の履修科目の系統。

2 自由選択単位については、全学共通教育科目及び第2表から第16表までの各コースで定められた専門科目の中からコース・系・教育プログラムごとに指定された単位数を修得すること。

第2表

学部共通科目一覧

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
全コース 山梨県小学校 教員養成特別 教育プログラム	6	EEC101	学部入門ゼミ	2	2		◎	1	
		EEC104	ICT活用入門	2	2		◎	1	
		EEC146	初等理科実験	2	4		◎	1	
		EEC145	社会参加実習Ⅰ	1	(1)			1	※1
		EEC237	社会参加実習Ⅱ	1	(1)			2	※1
		EEC321	社会参加実習Ⅲ	1	(1)			3	※1
		EEC422	社会参加実習Ⅳ	1	(1)			4	※1
		EEC239	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅰ	1	(1)			2	
		EEC240	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅱ	1	(1)			2	
		EEC322	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅲ	1	(1)			3	
		EEC323	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅳ	1	(1)			3	
		EEC423	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅴ	1	(1)			4	
		EEC424	学校支援実習（地域学習アシスト）Ⅵ	1	(1)			4	
		EEC238	インターンシップ	1	(1)			2	

（注）履修年次は履修可能な最初の年次を記載。第3表以降も同様。

- ※1 社会参加実習では、教育ボランティア活動期間により単位認定を行う。単位修得には、前期及び後期のガイダンスへ必ず出席すること。詳細は教育ボランティアガイダンスブック（教職支援室で配布）を参照すること。

科目一覧の見方について

- 「要求単位数」とは、該当する科目群のうちから修得しなければならない最低の単位数を示す。
- 「科目番号」とは、科目名につけられた番号である。科目名が同一であっても科目番号が異なるものは、異なる科目を表す。したがって、履修単位の内容は科目番号によって区別され処理される。
- 科目名に第一、第二の付されている科目は、順序指定のある科目であることを示す。
- 毎週時間数欄にカッコをつけた字数（1）、（2）などは、集中講義を示し（ ）内の数字は（1）を15時間とする。
集中講義を行う時期は、予め掲示等によって告知する。
- 必修科目には◎印を付けてある。
- 履修年次には、履修可能な最初の年次を示すが、科目によっては人員、設備等の関係で年次を限定することがある。
- 備考欄の、×2は同一学期に2クラス開講するものを、÷2は隔年に開講するものを、÷3は3年に一度開講するものを、÷4は4年に一度開講するものを示し、以下これに準ずる。

第3表-1

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
					前 期	後 期				
幼小発達教育 コース 小1種・幼2種	38	EEC117	教育学概論	2	(2)			1		
		EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1		
		EEC141	現代教職論	2	2			◎	1	
		EEC421	学校制度・経営論	2	2			◎	4	
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2			◎	1	
		EEC143	児童期心理学	2		2		◎	1	
		EEC222	特別支援教育論	1	(1)			◎	2	
		EEC231	教育課程臨床論	2	2			◎	2	
		EEC147	道徳教育指導論	2	2			◎	1	
		EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2		◎	2	
		EEC233	特別活動論	2	2			◎	2	
		EEC297	教育の方法及び技術（情報通信機 活用含む）	2		2		◎	2	
		EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・ 進路指導を含む。）	2		2		◎	2	
		EEC235	学校教育相談論	2	2			◎	2	
	9	EEC341	小学校教育実習	4				◎	3	
		EEC346	幼稚園教育実習	3				◎	3	
		EEC435	応用教育実習（幼稚園）	3					4	
		EEC433	応用教育実習（小学校）	3					4	
		EEC345	中・高等学校教育実習	3					4	
		EEC436	教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3					4	
		EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1		◎	2	
		EEC347	授業実践論（事後指導）	1	(1)			◎	3	
		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2		◎	4

第3表-2

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
					前 期	後 期				
幼小発達教育 コース 幼1種・小2種	40	EEC117	教育学概論	2	(2)		◎	1		
		EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1		
		EEC141	現代教職論	2	2		◎	1		
		EEC421	学校制度・経営論	2	2		◎	4		
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2		◎	1		
		EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1		
		EEC222	特別支援教育論	1	(1)		◎	2		
		EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2		
		EEC147	道徳教育指導論	2	2		◎	1		
		EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2		
		EEC233	特別活動論	2	2		◎	2		
		EEC297	教育の方法及び技術（情報通信機 活用含む）	2		2	◎	2		
		EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・ 進路指導を含む。）	2		2	◎	2		
		EEC235	学校教育相談論	2	2		◎	2		
		9	EEC343	幼稚園教育実習	4			◎	3	
			EEC344	小学校教育実習	3			◎	3	
	EEC435		応用教育実習（幼稚園）	3				4		
	EEC433		応用教育実習（小学校）	3				4		
	EEC345		中・高等学校教育実習	3				4		
	EEC436		教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3				4		
	EEC282		授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2		
	EEC347	授業実践論（事後指導）	1	(1)		◎	3			
	2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4		

第4表

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
					前 期	後 期				
障害児教育 コース 特支1種・ 小1種 特別P	35	EEC117	教育学概論	2	(2)			1		
		EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1		
		EEC141	現代教職論	2	2			◎	1	
		EEC421	学校制度・経営論	2	2			◎	4	
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2			◎	1	
		EEC143	児童期心理学	2		2	◎	1		
		EEC222	特別支援教育論	1	(1)		◎	2		
		EEC231	教育課程臨床論	2	2		◎	2		
		EEC147	道徳教育指導論	2	2			◎	1	
		EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2		
		EEC233	特別活動論	2	2			◎	2	
		EEC297	教育の方法及び技術（情報通信機 活用含む）	2		2	◎	2		
		EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・ 進路指導を含む。）	2		2	◎	2		
		EEC235	学校教育相談論	2	2			◎	2	
		EEC341	小学校教育実習	4				◎	3	
		EEC345	中・高等学校教育実習	3					4	
		EEC433	応用教育実習（小学校）	3					4	
		EEC346	幼稚園教育実習	3					4	
		EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1	◎	2		
		EEC347	授業実践論（事後指導）	1	(1)		◎	3		
		2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2	◎	4	

第5表-2

教職基礎等科目一覧

教育の基礎的理解に関する科目
 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
 教育実践に関する科目

【学校教育課程】

コース等	要 求 単位数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 週 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
言語教育 コース	29	EEC117	教育学概論	2		(2)		1	
		EEC142	教育の現在（教育原理を含む。）	4		4	◎	1	
		EEC141	現代教職論	2	2			◎	1
		EEC421	学校制度・経営論	2	2			◎	4
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2			◎	1
		EEC143	児童期心理学	2		2		◎	1
		EEC118	青年期心理学	2		2		◎	1
		EEC222	特別支援教育論	1		(1)		◎	2
		EEC231	教育課程臨床論	2	2			◎	2
		EEC147	道徳教育指導論	2	2			◎	1
生活社会教育 コース	40	EEC223	総合的な学習の時間の指導法	2		2	◎	2	
		EEC233	特別活動論	2	2			◎	2
科学教育 コース	40	EEC297	教育の方法及び技術（情報通信機 活用含む）	2		2	◎	2	
芸術身体教育 コース		EEC234	学校臨床心理学（生徒指導・ 進路指導を含む。）	2		2	◎	2	
中1種・小2種	9	EEC235	学校教育相談論	2	2			◎	2
		EEC342	中・高等学校教育実習	4				◎	3
		EEC344	小学校教育実習	3				◎	3
		EEC434	応用教育実習（中学校）	3					4
		EEC433	応用教育実習（小学校）	3					4
		EEC436	教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3					4
		EEC346	幼稚園教育実習	3					4
		EEC438	高等学校教育実習	2					4
		EEC282	授業設計論（事前指導）	1		1		◎	2
		EEC347	授業実践論（事後指導）	1		(1)		◎	3
2	EEC439	教職実践演習（幼・小・中・高）	2		2		◎	4	

第6表-1

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

区分 コース等	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					毎 週 前 期	後 期			
幼小発達教育 コース 小1種・幼2種 障害児教育 コース 特支1種・小1種 特別P	20	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2	2	◎	1	×2 ×2 ×2 ×2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2		◎	1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2	◎	1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2	◎	1	
EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2	◎	1			

第6表-2

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】

区分 コース等	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
幼小発達教育 コース 幼1種・小2種	12	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2	2		1	音・図・体の2教科以上 を含み6以上の教科に ついてそれぞれ2単位 以上、合計12単位以上 を選択履修すること。 ×2 ×2 ×2 ×2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2		1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2		1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2			1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2		1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2		1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2		1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2		1	
		EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2		1	

第7表-1

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】									
区分 コース等	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
					前 期	後 期			
言語教育 コース	20	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2	2	◎	1	×2 ×2 ×2 ×2
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC154	初等理科教育学	2	2		◎	1	
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2	◎	1	
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2	◎	1	
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2	◎	1	
EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2	◎	1			
生活社会教育 コース	22	EEC241	中等英語科教育法	2	2		◎	2	÷2 当該教科の指定された 科目を2単位以上修得 すること。 * * * } 1科目選択必修
EEC287		英語教育の諸問題Ⅰ(評価法)	2	2			2		
EEC243		英語教育教材・教具論	2		2		2		
EEC288		英語授業実践演習	2		2		2		
EEC245		中等国語科教育法Ⅰ	2	2		◎	2		
EEC246		中等国語科教育法Ⅱ	2		2		2		
EEC247		中等国語科教育法Ⅲ	2	2			2		
EEC248		国語科実践史演習Ⅰ	2	2			2		
EEC249		国語科実践史演習Ⅱ	2	2			2		
EEC250		国語科授業開発演習Ⅰ	2		2		2		
EEC251		国語科授業開発演習Ⅱ	2		2		2		
EEC252		中等社会科教育法Ⅰ	2	2		◎	2		
EEC253		中等社会科教育法Ⅱ	2		2		2		
EEC254		中等社会・地理歴史教育法	2	2			2		
EEC255		中等社会・公民教育法	2		2		2		
EEC256		中等数学科教育法Ⅰ	2	2			2		
EEC257		中等数学科教育法Ⅱ	2		2		2		
EEC258		中等数学科教育法Ⅲ	2	2			2		
EEC331		数学教育学習論	2	2			3		
EEC332		数学教育課程論	2		2		3		
EEC259		中等理科教育法	2	2		◎	2		
EEC289		理科教育教材分析論Ⅰ	2	2			2		
EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2		2		2			
EEC431	理科教育学原論	2	2			4			
EEC432	理科教育課程論	2		2		4			
EEC333	理科教育学実験	1		3		2			
EEC263	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2		◎	2			
EEC264	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2			2			
EEC291	音楽科教育演習Ⅰ	2	2			2			
EEC292	音楽科教育演習Ⅱ	2		2		2			
EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2			
EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2		2		2			
EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2	2			2			
EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2		2		2			
EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	2		◎	2			
EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2		2		2			
EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2	2			2			
EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2		2		2			
EEC275	中等家庭科教育法第一	2	2		◎	2			
EEC276	中等家庭科教育法第二	2		2		2			
EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2		2		2			
EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2	2			3			
EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2		2		3			
EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2		2		3			

EEC278	中等技術科教育法 I	2	2	◎	2	
EEC279	中等技術科教育法 II	2	2		2	
EEC337	中等技術科教育演習 I	2	2		3	
EEC338	中等技術科教育演習 II	2	(2)		3	
EEC280	書道科教育学 I	2	2		2	} 高等学校（書道）免許を 取得するのに必要な科目
EEC281	書道科教育学 II	2	2		2	
EEC339	地理歴史科教育法	2	2		3	} 高等学校（地理歴史）免許 を取得するのに必要な科目
EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2		2	
EEC340	公民科教育法	2	2		3	} 高等学校（公民）免許を 取得するのに必要な科目
EEC255	中等社会・公民教育法	2	2		2	
EEC296	工業科教育法 I	2	2		2	} 高等学校（工業）免許を 取得するのに必要な科目
EEC350	工業科教育法 II	2	2		3	

第7表-2

教科指導法科目一覧（各教科の指導法に関する科目）

【学校教育課程】		科目番号	科目名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
区分	要 求 単 位 数				前 期	後 期				
言語教育 コース	12	EEC151	初等国語科教育学 (書写を含む。)	2	2	2		1	小2種は、音・図・体の うち2教科を含み6 教科以上、合計12単位 以上修得すること。	
		EEC152	初等社会科教育学	2	2	2		1		
		EEC153	初等数学科教育学	2	2	2		1		
		EEC154	初等理科教育学	2	2			1		
		EEC155	初等音楽科教育学	2	2	2		1		×2 ×2
		EEC156	初等図画工作科教育学	2	2	2		1		
		EEC157	初等体育科教育学	2	2	2		1		×2 ×2
		EEC158	初等家庭科教育法	2	2	2		1		
		EEC159	初等生活科教育学	2	2	2		1		
		EEC150	初等外国語科教育学	2	2	2		1		
生活社会教育 コース	20	EEC241	中等英語科教育法	2	2		◎	2	÷2	
EEC287		英語教育の諸問題Ⅰ（評価法）	2	2		◎	2			
EEC243		英語教育教材・教具論	2		2	◎	2			
EEC288		英語授業実践演習	2		2	◎	2			
EEC245		中等国語科教育法Ⅰ	2	2		◎	2	当該教科の指定された 科目を8単位以上修得 すること。		
EEC246		中等国語科教育法Ⅱ	2		2	◎	2			
EEC247		中等国語科教育法Ⅲ	2	2		◎	2			
EEC248		国語科実践史演習Ⅰ	2	2			2			
EEC249		国語科実践史演習Ⅱ	2	2			2			
EEC250		国語科授業開発演習Ⅰ	2		2		2			
EEC251	国語科授業開発演習Ⅱ	2		2	◎	2				
EEC252	中等社会科教育法Ⅰ	2	2		◎	2				
EEC253	中等社会科教育法Ⅱ	2		2	◎	2				
EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2		◎	2				
EEC255	中等社会・公民教育法	2		2	◎	2				
科学教育 コース	8	EEC256	中等数学科教育法Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEC257	中等数学科教育法Ⅱ	2		2	◎	2		
		EEC258	中等数学科教育法Ⅲ	2	2		◎	2		
		EEC331	数学教育学習論	2	2		◎	3		
		EEC332	数学教育課程論	2		2		3		
		EEC259	中等理科教育法	2	2		◎	2		
		EEC289	理科教育教材分析論Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEC290	理科教育教材分析論Ⅱ	2		2	◎	2		
		EEC431	理科教育学原論	2	2			4		
		EEC432	理科教育課程論	2		2	◎	4		
EEC333	理科教育学実験	1		3		2				
芸術身体教育 コース	8	EEC263	中等音楽科教育法Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEC264	中等音楽科教育法Ⅱ	2	2		◎	2		
		EEC291	音楽科教育演習Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEC292	音楽科教育演習Ⅱ	2		2	◎	2		
		EEC283	中等美術科教育法Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEC284	中等美術科教育法Ⅱ	2		2	◎	2		
		EEC285	中等美術科教育法Ⅲ	2	2		◎	2		
		EEC286	中等美術科教育法Ⅳ	2		2	◎	2		
		EEC271	中等保健体育科教育法Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEC272	中等保健体育科教育法Ⅱ	2		2	◎	2		
中1種・小2種	8	EEC273	保健体育科教育法Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEC274	保健体育科教育法Ⅱ	2		2	◎	2		
		EEC275	中等家庭科教育法第一	2	2		◎	2		
		EEC276	中等家庭科教育法第二	2		2	◎	2		
		EEC293	中等家庭科授業演習Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEC349	中等家庭科授業演習Ⅱ	2	2		◎	3		
		EEC335	家庭科教育学Ⅰ	2	2			3		÷2
		EEC336	家庭科教育学Ⅱ	2		2		3		÷2

EEC278	中等技術科教育法 I	2	2	◎	2	
EEC279	中等技術科教育法 II	2	2	◎	2	
EEC337	中等技術科教育演習 I	2	2	◎	3	
EEC338	中等技術科教育演習 II	2	(2)	◎	3	
EEC280	書道科教育学 I	2	2		2	} 高等学校（書道）免許を 取得するのに必要な科目
EEC281	書道科教育学 II	2	2		2	
EEC339	地理歴史科教育法	2	2		3	} 高等学校（地理歴史）免許 を取得するのに必要な科目
EEC254	中等社会・地理歴史教育法	2	2		2	
EEC340	公民科教育法	2	2		3	} 高等学校（公民）免許を 取得するのに必要な科目
EEC255	中等社会・公民教育法	2	2		2	
EEC296	工業科教育法 I	2	2		2	} 高等学校（工業）免許を 取得するのに必要な科目
EEC350	工業科教育法 II	2	2		3	

第8表

教科専門科目一覧（小学校の教科に関する専門的事項）

【学校教育課程】		区分	科目番号	科目名	単 位	毎 週 前 期	時 数 後 期	必 選	履 修 年 次	備 考
コース等	科目 要求 単位数									
全コース	国語科	小1種 は10 小2種 は4 特別P は10	EEC160	国語科内容論 (書写1単位を含む。)	2	2	2		1	小1種・中2種、 小1種・幼2種は 国・社・外から2単位、算 ・理から2単位、音・ 体から2単位、図・家・ 生から2単位、合計10 単位以上履修すること。 中1種・小2種、 幼1種・小2種は 4単位以上履修すること。
	社会科		EEC161	社会科内容論	2	2			1	
	算数科		EEC162	算数科内容論	2	2	2		1	
	理科		EEC163	理科内容論	2		2		1	
	音楽科		EEC164	音楽科内容論	2	2	2		1	
	体育科		EEC165	体育科内容論	2	2	2		1	
	図画工作科		EEC166	図画工作科内容論	2	2	2		1	
	家庭科		EEC167	家庭科内容論	2	2	2		1	
	生活科		EEC168	生活科内容論	2	2	2		1	
	外国語科		EEC169	外国語科内容論	2		2		1	

第9表-1

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・幼小発達教育コース】

コース等	要求単位数	科目番号	科目名	単 位	時 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
					毎 週 前 期	後 期				
幼小発達教育 コース	小1種・ 幼2種 24	8	E EI247	幼小発達教育基礎論	1		1	◎	2	* } 1科目選択 必修 * } * }
			E EI301	現代の教育課題を考える	1		1	◎	3	
			E ED301	学校論演習	2		2		3	
			E ED314	教育思想演習	2		2		3	
			E ED304	教育方法学演習	2		2		3	
			E ED306	保育思想演習	2		2		3	
			E ED313	比較教育学演習	2		2		3	
			E ED311	発達心理学演習	2		2		3	
		E ED401	学校論研究	2	2			4		
		E ED402	教育思想研究	2	2			4		
		E ED404	教育方法学研究	2	2			4		
		E ED406	保育思想研究	2	2			4		
		E ED413	比較教育学研究	2	2			4		
		E ED411	発達心理学研究	2	2			4		
		2	E ED221	継続観察実習	2		4	◎	2	
		6	E EI131	保育・幼児教育制度論	2		2	◎	1	
			E EI231	保育内容総論	2	2		◎	2	
			E EI132	幼児の発達理解とカウンセ リング・マインド	2	2		◎	1	
	E EI241		保育内容 (音楽表現)	2	2			1		
	E EI242		保育内容 (絵画造形)	2	2			1		
	E EI243		保育内容 (ことば)	2	2			2		
	10	E EI244	保育内容 (人間関係)	2	2			2		
		E EI245	保育内容 (環境)	2	2			1		
		E EI246	保育内容 (健康)	2	2			1		
E EI141		保育実践演習 I	1	(1)			1			
E EI142		保育実践演習 II	1	(1)			1			
E EI143		保育実践演習 III	1	(1)			1			
E EI144		保育実践演習 IV	1	(1)			1			
卒 業 論 文		4	E ED499	卒業論文 (幼小発達教育)	4			◎	4	

第9表-2

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・幼小発達教育コース】

コース等	要求単位数	科目番号	科目名	単 位	時 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
					毎 週 前 期	後 期				
幼小発達教育 コース	幼1種・ 小2種 28	8	E EI247	幼小発達教育基礎論	1		1	◎	2	* } 1科目選択 * } 必修 * } * }
			E EI301	現代の教育課題を考える	1		1	◎	3	
			E ED301	学校論演習	2		2		3	
			E ED314	教育思想演習	2		2		3	
			E ED304	教育方法学演習	2		2		3	
			E ED306	保育思想演習	2		2		3	
			E ED313	比較教育学演習	2		2		3	
			E ED311	発達心理学演習	2		2		3	
			E ED401	学校論研究	2	2			4	
			E ED402	教育思想研究	2	2			4	
			E ED404	教育方法学研究	2	2			4	
			E ED406	保育思想研究	2	2			4	
			E ED413	比較教育学研究	2	2			4	
			E ED411	発達心理学研究	2	2			4	
				2	E ED221	継続観察実習	2		4	
		6	E EI131	保育・幼児教育制度論	2		2	◎	1	
	E EI231		保育内容総論	2	2			◎	2	
	E EI132		幼児の発達理解とカウンセ セリング・マインド	2	2			◎	1	
	E EI241		保育内容 (音楽表現)	2	2			◎	1	÷ 2
	E EI242		保育内容 (絵画造形)	2	2			◎	1	÷ 2
	E EI243		保育内容 (ことば)	2	2			◎	2	
	E EI244	保育内容 (人間関係)	2	2			◎	2		
	E EI245	保育内容 (環境)	2	2			◎	1	÷ 2	
	E EI246	保育内容 (健康)	2	2			◎	1	÷ 2	
	E EI141	保育実践演習 I	1	(1)			◎	1	÷ 2	
	E EI142	保育実践演習 II	1	(1)			◎	1	÷ 2	
	E EI143	保育実践演習 III	1	(1)				1		
	E EI144	保育実践演習 IV	1	(1)				1		
卒業論文	4	E ED499	卒業論文 (幼小発達教育)	4			◎	4		

第10表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・障害児教育コース】

コース等	要求単位数	科目番号	科目名	単 位	時 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
					毎 週 前 期	後 期				
障害児教育 コース	2	EEH101	特別支援教育総論Ⅰ	2	2		◎	1		
		EEH102	特別支援教育総論Ⅱ	2	2			1		
	8	EEH201	知的障害児心理学Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEH202	知的障害児心理学Ⅱ	2	2			2		
		EEH203	肢体不自由児心理学	2	2		◎	2		
		EEH204	病弱児心理学	2	2		◎	2		
		EEH205	病弱児者生理・病理学	2	(2)		◎	2		
		EEH301	障害児心理学演習Ⅰ	2	2			3		
		EEH302	障害児心理学演習Ⅱ	2	2			3		
	8	EEH211	知的障害児教育課程論Ⅰ	2	2		◎	2		
		EEH212	知的障害児教育課程論Ⅱ	2	2			3		
		EEH213	肢体不自由児教育課程論	2	2		◎	2		
		EEH214	病弱児指導法	2	2		◎	2		
		EEH215	障害児指導法	2	2		◎	2		
		EEH311	障害児教育学演習Ⅰ	2	2			3		
		EEH312	障害児教育学演習Ⅱ	2	2			3		
	5	EEH313	障害児教育研究法	1	3			3		
		EEH221	視覚障害児教育概論	1	(1)		◎	2		
		EEH222	聴覚障害児教育概論	1	(1)		◎	2		
		EEH223	特別支援教育と障害児福祉	2	2			2		
		EEH224	重複障害児教育概論	1	2		◎	2		
		EEH321	障害児教育教材研究	1	2			3		
	3	EEH225	特別支援教育コーディネーター概論	1	2		◎	2		
		EEH331	教育実習（特別支援学校） （事前・事後指導1単位含む。）	3			◎	3		
			EEH431	応用教育実習（特別支援学校）	3				4	
	卒業論文	4	EEH499	卒業論文（障害児教育）	4			◎	4	

第11表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・言語教育コース】

系	科目区分	要求 単位数	科目番号	科目名	単 位	毎 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
						前 期	後 期			
国 語 教 育 系	国 語 学 (音声言語及び 文章表現に関 するものを含 む。)		EEJ201	国語学概論 (音声言語及び文章表現を含む。)	2	2		◎	2	
			EEJ202	国語学演習Ⅰ	2	2			2	
			EEJ203	国語学演習Ⅱ	2	2			2	
			EEJ204	日本語史	2	2			2	
	国 文 学 (国文学史を含む。)	中1種 26	EEJ211	日本文学概論 (国文学史を含む。)	2	2		◎	2	
			EEJ212	日本古典文学史	2	2			2	
			EEJ213	古典文学演習Ⅰ	2	2			2	
			EEJ214	古典文学演習Ⅱ	2	2			2	
			EEJ215	近代文学演習Ⅰ	2	2			2	
			EEJ216	近代文学演習Ⅱ	2	2			2	
			EEJ217	日本文学講読	2	2			2	
	漢 文 学	中2種 10 特別P 10	EEJ221	漢文学概説	2	2		◎	2	
			EEJ222	漢文学講読Ⅰ	2	2			2	
			EEJ223	漢文学講読Ⅱ	2	2			2	
			EEJ224	漢文学演習Ⅰ	2	2			2	
			EEJ225	漢文学演習Ⅱ	2	2			2	
	書 道 (書写を中心と する。)		EEJ231	書写演習Ⅰ	2	2		◎	2	
			EEJ232	書写演習Ⅱ	2	2			2	
			EEJ236	漢字の書法演習	2	2			2	÷2
			EEJ237	仮名の書法演習	2	2			2	÷2
			EEJ235	書学概論	2	(2)			2	÷2
	書 道 史 「書論、鑑賞」		EEJ241	書道史	2	(2)			2	÷2 ※中学校教諭(国語)免許の 科目としては使用できない ※コース専門科目の要求単 位数を含むことはできない
			EEJ244	書論講読	2	2			2	
			EEJ245	名跡鑑賞	2	2			2	
	国 語 教 育 学		EEJ341	国語学研究法Ⅰ	2	2			3	※コース専門科目の要 求単位数に含むこと はできない
			EEJ342	国語学研究法Ⅱ	2	2			3	
			EEJ343	国語学研究法Ⅲ	2	2			3	
			EEJ344	国語学研究法Ⅳ	2	2			3	
			EEJ345	近代文学研究法Ⅰ	2	2			3	
			EEJ346	近代文学研究法Ⅱ	2	2			3	
			EEJ347	古典文学研究法Ⅰ	2	2			3	
			EEJ348	古典文学研究法Ⅱ	2	2			3	
			EEJ349	漢文学研究法Ⅰ	2	2			3	
			EEJ350	漢文学研究法Ⅱ	2	2			3	
			EEJ351	書写・書道研究法Ⅰ	2	2			3	
			EEJ352	書写・書道研究法Ⅱ	2	2			3	
			EEJ353	文学教育研究法Ⅰ	2	2			3	
			EEJ354	文学教育研究法Ⅱ	2	2			3	
			EEJ355	言語教育研究法Ⅰ	2	2			3	
	EEJ356	言語教育研究法Ⅱ	2	2			3			
	中国言語文化		EEJ251	中国語学研究Ⅰ	2	2			2	※コース専門科目の要求単位数に 含むことはできない
			EEJ252	中国語学研究Ⅱ	2	2			2	
日 本 語 教 育 学		EEJ261	社会言語学	2	2			2	※コース専門科目の要求単 位数に含むことはできない	
		EEJ262	言語心理学	2	2			2		
		EEJ263	言語習得論	2	2			2		
		EEC113	日本語教育概論	2	2			1		
		EEJ164	日本語教授法	2	2			1		
		EEJ361	日本語教育実習Ⅰ	2	2			3		
		EEJ362	日本語教育実習Ⅱ	2	2			3		
		EEJ161	日本語の文法	2	2			1		÷2
		EEJ162	日本語の文字・表記・語彙	2	2			1		÷2
		EEJ163	日本語の音声・音韻	2	2			1		
卒 業 論 文	4	EEJ499	卒業論文(国語教育)	4			◎	4		
英 語 学		EEL201	言語学概論	2	2		◎	2		
		EEL301	英語学概論	2	2			3		
		EEL202	英語史概説	2	2			2		
		EEL203	英文法演習	2	2			2		
		EEL204	英語発音法	2	2			2		
		EEL205	英語学演習Ⅰ	2	2			2		
		EEL206	英語学演習Ⅱ	2	2			2		
		EEL231	日英対照言語学	2	2			2		

英語 教育 系	専 門 科 目	英 語 文 学	中1種 26 中2種 10 特別P 10	EEL211	イギリス文学史	2		2	2	* * } 1科目選択必修
				EEL212	アメリカ文学史	2	2		2	
				EEL213	英米文学演習Ⅰ	2		2	2	
				EEL311	英米文学演習Ⅱ	2	2		2	
				EEL312	英米文学講義	2	2		3	
				EEL214	英米文学講読Ⅰ	2		2	2	
				EEL215	英米文学講読Ⅱ	2	2		2	
				EEL221	英語ライティング演習	2		2	◎ 2	
				EEL222	英語スピーチ演習	2		2	2	
				EEL223	英語会話	2	2		◎ 2	
				EEL331	異文化理解Ⅰ	2		2	2	
				EEL332	異文化理解Ⅱ	2	2		2	
				EEL334	異文化間コミュニケーション	2	2		3	
				EEL241	英語教育の諸問題Ⅱ	2	2		2	
EEL342	第2言語習得論	2	2		3					
卒 業 論 文	4	EEL499	卒業論文(英語教育)	4		◎	4	÷ 2 ※コース専門科目の要求単位 ÷ 2 数に含むことはできない		

(注) 日本語教員養成に必要な単位の修得方法は、「9 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格」を参照のこと。

第12表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・生活社会教育コース】

系	科目区分	要求 単位数	科目番号	科目名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
						前 期	後 期				
社 会 科 教 育 系	日 本 史 ・ 外 国 史		EES201	日本史概説	2	2		◎	2		
			EES202	日本史	2	2			2		
			EES203	日本史特殊講義	2	2	2			2	
			EES204	日本史演習Ⅰ	2	2				2	
			EES205	日本史演習Ⅱ	2	2	2			2	
			EES206	外国史概説	2	2			◎	2	
			EES207	西洋史	2	2	2			2	
			EES301	西洋史特殊講義	2	2	2			3	
			EES208	西洋史演習	2	2	2			2	
			EES209	東洋史	2	2	2			2	
	EES402	歴史学特別演習	2	2	2			4			
	地 理 学 (地誌を含む。)	中1種	EES211	地理学概説 (地誌・自然地理を含む。)	2	2			◎	2	
			EES311	地理学演習	2	2				3	
			EES212	地誌学	2	2	2			2	
			EES214	自然環境学	2	2	2			2	
			EES313	地理学野外実習Ⅰ	2	(2)				2	
			EES412	地理学野外実習Ⅱ	2	(2)				2	
	「法 律 学、 政 治 学」	中2種 特別P	EES221	法学概説 (国際法を含む。)	2	2			◎	2	
			EES222	政治学概説 (国際政治を含む。)	2	2				2	÷2
			EES223	法学講読Ⅰ	2	2	2			2	÷2
			EES224	法学講読Ⅱ	2	2	2			2	÷2
			EES321	法学演習Ⅰ	2	2	2			3	
			EES421	法学演習Ⅱ	2	2	2			4	
	「社 会 学、 経 済 学」		EES231	社会学概説	2	(2)			◎	2	
			EES233	経済学概説 (国際経済を含む。)	2	2	2		◎	2	
			EES234	経済学講読Ⅰ	2	2	2			2	
			EES331	経済学講読Ⅱ	2	2	2			3	
			EES332	経済学演習Ⅰ	2	2	2			3	
			EES333	経済学演習Ⅱ	2	2	2			3	
	「哲 学、 倫 理 学、 宗 教 学」		EES241	哲学概説	2	2				2	* } 1科目選択必修 * } ÷2
			EES242	倫理学概説	2	2	2			2	
			EES243	宗教学	2	(2)				2	
			EES341	哲学倫理学演習Ⅰ	2	2	2			3	
			EES342	哲学倫理学演習Ⅱ	2	2	2			3	
			EES244	哲学倫理思想史	2	2	2			2	
社会科教育学		EES251	社会科教育学概説	2	2				3	※コース専門科目 の要求単位数に 含むことはでき ない	
		EES252	社会科授業構成論	2	2				4		
		EES253	社会科課程論	2	2	2			3		
		EES351	社会科教育史	2	2	2			3		
		EES352	比較社会科教育論	2	2	2			3		
		EES353	社会科教育学研究法	2	2	2			4		
卒 業 論 文	4	EES499	卒業論文 (社会科教育)	4			◎	4			
家 政 教 育 系	家 庭 経 営 学 (家族関係学及 び家庭経済学 を含む。)		EEK201	家庭経営学概説 (家族関係 学及び家庭経済学を含む。)	2	2		◎	2		
			EEK202	生活学概説	2	2	2			2	中1種必修
			EEK203	家庭経済学	2	2	2			2	
			EEK204	家族関係論	2	2	2			2	
	被 服 学 (仮服装IF夫 羽 を含む。)		EEK211	衣生活論	2	2				2	
			EEK311	被服科学	2	2				3	
			EEK212	被服学概説 (被服製作実 習を含む。)	2	4			◎	2	
			EEK312	被服科学実験	2	4				3	
			EEK313	衣文化論	2	2	2			3	
	食 物 学 (栄養学、食品 学及び調理実 習を含む。)	中1種 26 中2種 10	EEK221	食物学概説 (栄養学、食品 学及び調理実習を含む。)	2	2			◎	2	
			EEK222	食品栄養学	2	2	2			2	中1種必修
			EEK321	食生活論	2	2	2			3	
			EEK223	調理学実習	2	4				2	
			EEK322	食物学実験	2	4				3	
	住 居 学	特別P	EEK231	住居学概説	2	2		◎	2		

目	10	EEK232	住居設計・製図	2	4		3	中1種必修
		EEK331	住環境論	2		2	2	
		EEK332	住生活論	2		2	2	
		EEK333	住居学演習	2		2	3	
	保育学 (実習を含む。)	EEK241	保育学(実習及び家庭看護を含む。)	2		2	◎	2
		EEK341	子ども文化論	2	2			3
	家庭電気・家庭機械 ・情報処理	EEK151	家庭電気・機械	2		2		1
EEK152		情報処理	2	2			1	
卒業論文	4	EEK499	卒業論文(家政教育)	4		◎	4	

第13表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・科学教育コース】

系	科目区分	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
						前 期	後 期				
数 学 教 育 系	代 数 学		EEM101	線形代数学Ⅰ	2	2			1	* } 1科目選択必修	
			EEM102	線形代数学Ⅱ	2	2			1		
	EEM201		群の構造	2	2			2			
	EEM301		代数的構造	2	2			3			
	幾 何 学	中1種 26	EEM211	集合と写像	2	2			2		
			EEM212	立体の幾何学	2	2		◎	2		
	EEM312		曲線の幾何学	2	2			3			
	解 析 学	中2種 10 特別P 10	EEM121	微分積分学Ⅰ	2	2			1		
			EEM122	微分積分学Ⅱ	2	2			1		
			EEM221	関数と数列	2	2		◎	2		
			EEM222	微分方程式	2	2			2		
			EEM324	複素関数	2	2			3		
	「確率論、 統計学」		EEM231	確率論	2	2		◎	2		
EEM232			数理統計学	2	2			2			
コ ン ピ ユ ー タ			EEM241	コンピュータ	2	2		◎	2		
数 学 教 育 学		EEM451	数学教育認識論	2	2			4	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない		
		EEM452	数学教育認識論演習	2	2			4			
数 学 セ ミ ナ ー		EEM351	数学セミナーⅠ	2	2			3	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない		
		EEM352	数学セミナーⅡ	2	2			3			
卒 業 論 文		4	EEM499	卒業論文(数学教育)	4			◎	4		
理 科 教 育 系	物 理 学	中1種 26 中2種 16 特別P 16	EEN201	物理学一般	2	2		◎	2	中1種1科目 選択必修	
			EEN101	物理数学	2	2			1		
			EEN202	力学	2	2			2		÷2*
			EEN203	電磁気学	2	2			2		÷2*
			EEN301	量子力学	2	2			3		÷2*
			EEN302	熱力学	2	2			3		÷2*
			EEN303	物理学セミナーⅠ	2	2			3		* } *1
			EEN304	物理学セミナーⅡ	2	2			3		* }
			EEN204	物理学実験Ⅰ(コンピュータ活用を含む。)	1	2		◎	2		
	EEN205	物理学実験Ⅱ(コンピュータ活用を含む。)	1	2			2				
	化 学		EEN211	化学一般	2	2		◎	2	中1種 1科目選択必修 * } *2	
			EEN212	有機化学	2	2			2		* }
			EEN213	無機化学	2	2			2		* }
			EEN311	化学セミナーⅠ	2	2			3		* }
	化 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)		EEN214	化学実験Ⅰ(コンピュータ活用を含む。)	1	2		◎	1		
			EEN215	化学実験Ⅱ(コンピュータ活用を含む。)	1	2			1		
	生 物 学		EEN121	生物学一般	2	2		◎	1	中1種 1科目選択必修 * } *3	
			EEN221	多様性生物論	2	2			2		* }
			EEN222	植物学	2	2			2		* }
			EEN321	生物学セミナーⅠ	2	2			3		* }
			EEN322	生物学セミナーⅡ	2	2			3		* }
	生 物 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)		EEN122	生物学実験Ⅰ(コンピュータ活用を含む。)	1	2		◎	2		
			EEN123	生物学実験Ⅱ(コンピュータ活用を含む。)	1	2			2		
EEN224			野外生物学実習Ⅰ	1	(2)			1	÷2		
EEN323			野外生物学実習Ⅱ	1	(2)			1	÷2		
地 学		EEN131	地学一般	2	2		◎	1	中1種 1科目選択必修 * } *4		
		EEN231	地球環境史	2	2			2		* }	
		EEN232	地球変動学	2	2			2		* }	
		EEN331	地学セミナーⅠ	2	2			3		* }	
		EEN332	地学セミナーⅡ	2	2			3		* }	
地 学 実 験 (コンピュータ活用を含む。)		EEN132	地学実験Ⅰ(コンピュータ活用を含む。)	1	2		◎	1			
		EEN133	地学実験Ⅱ(コンピュータ活用を含む。)	1	2			1			
		EEN134	野外地学実習Ⅰ	1	(2)			1			
		EEN233	野外地学実習Ⅱ	1	(2)			2			
理 科 教 育 学		EEC333	理科教育学実験	1	3			2	※コース専門科目の * } *5要求単位数に含む ことはできない		
		EEN341	理科教育学セミナーⅠ	2	2			3			
		EEN342	理科教育学セミナーⅡ	2	2			3			
卒 業 論 文		4	EEN499	卒業論文(理科教育)	4			◎	4		

技術教育系	木材加工 (製図及び実習を含む。)	EET101	木材工学	2	2		1	
		EET201	木材加工実習	1	2	◎	2	
	金属加工 (製図及び実習を含む。)	EET202	木工設計製図	1	2	◎	2	
		EET211	金工設計製図	1	2	◎	2	
		EET111	金属工学	2	2		1	
		EET112	材料加工学	2	2		1	
		EET212	金属加工実習 I	1	2	◎	2	
	機械 (実習を含む。)	EET213	金属加工実習 II	1	2		2	
		EET221	機械工学 I	2	2		2	
		EET222	機械工学 II	2	2		2	
		EET223	機械基礎力学	2	2		2	
		EET224	機械工学演習	2	2		2	
EET225		機械基礎実習 I	1	3	◎	2		
電気 (実習を含む。)	EET226	機械基礎実習 II	1	3	◎	2		
	EET321	機械基礎演習	2	2		3		
	EET131	電磁気学	2	2		1		
	EET132	電気回路	2	2		1		
	EET231	電子工学概論	2	2		2		
	EET232	電気応用概論	2	2		2		
栽培 (実習を含む。)	EET233	電気基礎実習	1	2	◎	2		
	EET331	電子工学実習	1	2		3		
	EET241	栽培学 (実習を含む。)	2	2	◎	2		
	情報とコンピュータ (実習を含む。)	EET251	情報概論 I	2	2		2	
EET252		情報概論 II	2	2		2		
EET253		論理回路	2	2		2		
EET254		計算機実習 I	1	2	◎	2		
EET255		計算機実習 II	1	2		2		
EET256		論理回路実習	1	2		2		
職業指導	EET461	職業指導	2	2		4	高等学校 (工業) の免許を取得する場合に必要な科目	
卒業論文	4	EET499	卒業論文 (技術教育)	4		◎	4	
数学・理科・技術教育系共通	情報社会・情報倫理	—	情報社会	2	2		2	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない
		—	情報倫理	2	2		2	
	コンピュータ・情報処理 (実習を含む。)	—	プログラミング基礎と演習 I	2	2		2	
		—	プログラミング基礎と演習 II	2	2		2	
	情報システム (実習を含む。)	—	情報システム	2	2		3	
		—	情報システム演習	2	2		3	
	情報通信ネットワーク (実習を含む。)	—	情報ネットワーク	2	2		3	
		—	情報ネットワーク演習	2	2		3	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術 (実習含む。)	—	マルチメディア表現と技術	2	2		3	
		—	情報プレゼンテーション演習	2	2		3	
情報と職業	—	情報と職業	2	2		4		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	—	情報科教育法 I	2	2		2		
	—	情報科教育法 II	2	2		2		

*理科教育系は、*1~*5のうち1分野2科目選択必修。

※第2表に、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目 (情報) を1科目記載

着色の凡例

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目 (情報以外) : 青色
- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目 (情報) : オレンジ
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、各教科に関連する科目 (情報以外) : 水色
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目 : 緑色

第14表

コース専門科目及び卒業論文一覧

【学校教育課程・芸術身体教育コース】

系	科目区分	要 求 単 位 数	科目番号	科 目 名	単 位	毎 週 時 数		必 選	履 修 年 次	備 考
						前 期	後 期			
音 楽 教 育 系	ソルフェージュ		EEU101	ソルフェージュ基礎	2		2		1	
			EEU201	ソルフェージュ実習	1	2		◎	2	
	声 楽 (合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)		EEU114	声楽演習Ⅰ	2	2			2	
			EEU115	声楽演習Ⅱ	2	2			2	
			EEU211	声楽実習Ⅰ(日本の伝統的な歌唱を含む。)	1	2		◎	1	
			EEU212	声楽実習Ⅱ	1	2			1	
			EEU213	合唱Ⅰ	1	2		◎	1	
			EEU113	合唱Ⅱ	1	2			1	
			EEU312	声楽特講	2	2			3	
	器 楽 (合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	中1種 26 中2種 10 特別P 10	EEU126	ピアノ演習Ⅰ	2	2			1	
			EEU127	ピアノ演習Ⅱ	2	2			1	
			EEU221	ピアノ実習Ⅰ	1	2		◎	2	
			EEU222	ピアノ実習Ⅱ	1	2			2	
			EEU321	ピアノアンサンブルⅠ	1	2			3	
			EEU322	ピアノアンサンブルⅡ	1	2			3	
			EEU223	邦楽器実習	1	2		◎	2	
			EEU224	合奏法(伴奏法を含む。)	1	2		◎	2	
			EEU123	管・弦・打楽器実習Ⅰ	1	(2)			1	
			EEU124	管・弦・打楽器実習Ⅱ	1	(2)			1	÷2
	EEU125	管・弦・打楽器実習Ⅲ	1	2			1			
	EEU324	ピアノ特講	2	2			4			
	指揮法		EEU231	指揮法	1	(2)		◎	2	
	音 楽 理 論 ・ 作 曲 法 (編曲法を含む。) ・ 音 楽 史 (日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)		EEU141	作曲基礎演習Ⅰ	2	2			1	
			EEU142	作曲基礎演習Ⅱ	2	2			1	
			EEU241	音楽理論Ⅰ(作曲法及び編曲法を含む。)	1	2		◎	2	
			EEU242	音楽理論Ⅱ	1	2			2	
			EEU345	現代音楽演習	2	2			3	
			EEU243	音楽史Ⅰ(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	2	2		◎	2	
			EEU342	音楽史Ⅱ	2	2			3	
			EEU246	日本伝統音楽演習	2	2			2	÷2
			EEU346	音楽学特講	2	2			3	
			EEU347	作曲特講	2	2			3	
	EEU245	楽曲分析	2	2			2			
	音 楽 総 合		EEU151	音楽基礎研究	2	2			1	※コース専門科目の 要求単位数に含むことは できない
EEU152			民族芸能論	2	2			1		
EEU451			歌唱芸術研究	2	2			4		
EEU351			音楽教育特別研究	2	2			3		
EEU153			コンピュータ音楽研究	2	2			1		
EEC221			レコーディングスタジオ概論	2	2			2		
EEU251			鍵盤音楽演習	2	2			2		
卒業論文	4	EEU499	卒業論文(音楽教育)	4			◎	4		
教 専	絵 画 (映像メディア表現を含む。)	中1種 26 中2種 10 特別P 10	EEA201	ドローイング基礎	1	2			2	
			EEA202	造形計画演習(映像メディア表現を含む。)	2	2		◎	2	
			EEA203	絵画表現	1	2			2	
			EEA204	版表現	1	2			2	
			EEA205	絵画理論	2	2			2	

保 健 体 育 系 門 科 目	彫 刻	EEA211	彫塑	1	2	◎	2		
		EEA212	立体造形	1	2		2		
		EEA213	実材彫刻	1	2		2		
		EEA214	総合造形論	2	2		2		
		EEA215	彫刻理論	2	2		2		
	デザイン（映像メディア表現を含む。）	EEA221	視覚伝達デザイン（映像メディア表現を含む。）	2	2	◎	2		
		EEA222	基礎構成	2	2		2	÷ 4	
		EEA223	図形科学	2	2		2	÷ 4	
		EEA224	プランニング	2	2		2	÷ 4	
		EEA226	生産デザイン	2	2		2	÷ 4	
	工 芸	EEA231	木材工芸	1	2	◎	2		
		EEA232	金属工芸	1	(2)		2	÷ 3	
		EEA233	ガラス工芸	1	(2)		2	÷ 3	
		EEA236	陶芸基礎演習	2	2		2		
		EEA235	工芸文化論	2	(2)		2	÷ 3	
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	EEA241	美術理論	2	2	◎	2		
		EEA242	美術史Ⅰ（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	2	◎	2		
		EEA243	美術史Ⅱ	2	2		2		
		EEA245	芸術学演習	2	2		2		
		卒業論文	4	EEA499	卒業論文（美術教育）	4		◎	4
保 健 体 育 系 門 科 目	体 育 実 技	中1種	EET101	体操	1	2	◎	1	
			EET102	陸上	1	2	◎	1	
			EET113	球技Ⅰ（ネット型ゲーム）	1	2		1	÷ 2 *
			EET114	球技Ⅱ（ゴール型ゲームA）	1	2		1	÷ 2 *
			EET115	球技Ⅲ（ゴール型ゲームB）	1	2		1	÷ 2 *
			EET116	球技Ⅳ（ベースボール型ゲーム）	1	2		1	÷ 2 *
			EET107	ダンス	1	2	◎	1	
			EET117	武道・体づくり運動	1	(2)	◎	1	÷ 2
			EET112	水泳	1	(2)	◎	1	
			「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」特別P	中2種	EET211	体育原理	2	2	
	EET212	体育経営管理学			2	2		2	* 1科目 選択必修
	EET213	体育社会学			2	2		2	* 1科目 選択必修
	EET214	体育心理学			2	2		2	* 1科目 選択必修
	EET215	体育心理学演習			2	2		2	
	EET216	運動学（運動方法学と体育心理学を含む。）			2	2	◎	2	
	EET217	運動学演習			2	2		2	
	生理学（運動生理学を含む。）	EET121	解剖・人体生理学Ⅰ	2	2		1		
		EET122	解剖・人体生理学Ⅱ	2	2		1		
		EET221	運動生理学	2	2	◎	2		
		EET222	運動生理学演習	2	2		2		
EET223		栄養学	2	2		2			
衛生学・公衆衛生学	EET231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	2	◎	2			
学校保健 （小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	EET241	学校保健管理（小児保健・学校安全・精神保健を含む。）	2	2	◎	2			
	EEC121	発育・発達	2	2		1			
	EET141	健康・体力診断実習Ⅰ	1	(2)		1			
	EET142	健康・体力診断実習Ⅱ	1	(2)		1			
	EEC120	救急処置看護法及び実習	2	2	◎	1			
プレリミナリー	EET399	保健体育科研究法	2	2		3	※コース専門科目の要求単位数に含むことはできない		
卒業論文	4	EET499	卒業論文（保健体育）	4		◎	4		

第15表

教育プログラム専門科目一覧

【山梨県小学校教員養成特別教育プログラム】

科目区分	要求 単位数	科目番号	科目名	単 位	時 数		必 選	履 修 年 次	備 考	
					前 期	後 期				
小学校教育の現代的 課題に関する科目	6	EEY401	小学校教師論	2	2			4		
		EEY402	子どもの育ちを支える校種間連携	2		2		1~4		
		EEY303	小学生のこころの発達	2	2		◎	3		
		EEY404	小学生の運動発達	2	2		◎	4		
		EEY205	デジタル教材の開発	2		2	◎	2		
		EEY306	学校外体験実習	1	(2)			3~4		
		EEY307	海外学校観察実習	1	(2)			3~4		
		EEY308	教育データの分析法	2	(2)			3		
地域実践対応科目	15	3	EEY411	山梨の教育事情	2	2		4		
			EEY312	地域素材の教材化	2		2	◎	3	
			EEY113	教育フィールド体験Ⅰ（附属学校）	1	2		◎	1	
			EEY414	教育フィールド体験Ⅱ（公立学校）	1		2		4	
			EEY315	小学校における多文化共生	2	(2)			3	
課題研究	6	EEY361	研究方法論	2		2	◎	3		
		EEY462	ゼミナールⅠ	2	2		◎	4		
		EEY463	ゼミナールⅡ	2		2	◎	4		

第16表

資格に関する科目一覧

【学校教育課程】

コース等	科目区分	科目番号	科目名	単 位	毎	時	履 修 年 次	備 考
					週	数		
					前	後		
					期	期		
全コース	学校図書館司書教諭資格に関する科目	EEC351	学校経営と学校図書館	2	(2)	3		
		EEC352	学校図書館メディアの構成	2	(2)	3		
		EEC353	学習指導と学校図書館	2	2	3		
		EEC354	読書と豊かな人間性	2	2	3		
		EEC355	情報メディアの活用	2	2	3		
	社会教育主事、学芸員の資格に関する科目	EEC111	生涯学習論	2	2	1		
		EEC171	生涯学習演習	2	2	1		
		EEC172	生涯学習支援論Ⅰ	2	2	1		
		EEC173	生涯学習支援論Ⅱ	2	2	1		
		EEC174	社会教育経営論Ⅰ	2	2	1		
		EEC175	社会教育経営論Ⅱ	2	2	1		
		EEC216	博物館経営論	2	2	2		
		EEC220	博物館教育普及活動論	2	2	2		
		EEK341	子ども文化論	2	2	3		
		EEK204	家族関係論	2	2	2		
		EEC131	企画・マネジメント演習Ⅰ	2	(2)	1		
		EEC132	企画・マネジメント演習Ⅱ	2	(2)	1		
		EEC103	生涯発達教育心理学	2	2	1		
		EEP231	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	2	2		
		EEC222	特別支援教育論	1	(1)	2		
		EEC104	ICT活用入門	2	2	1		
		EEK202	生活学概論	2	2	2		
		EEC356	社会教育実習	2	2	3		
		EEC294	社会教育課題研究	2	2	2		
		EEC295	社会教育演習	2	2	2		
		EEC127	博物館概論	2	2	1		
		EEC217	博物館資料論	2	2	2		
		EEC128	博物館保存・修復論	2	2	1		
		EEC218	博物館展示論	2	2	2		
		EEC219	博物館情報・メディア論	2	2	2		
		EEC312	博物館実習	3	3	3		

(注) 1 備考欄の◎印は、必修科目を示す。

(注) 2 各資格取得に必要な単位の修得方法は、「9 その他の取得可能な教育職員免許状及び資格」を参照のこと。

(注) 3 社会教育主事の資格に関する科目「健康とスポーツの科学」は全学共通教育科目教養教育科目。

1 工学部履修規程（案）

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
改 正 令和 5 年 12 月 日

（総 則）

第 1 条 本学部の授業科目及び履修の方法については、この規程の定めるところによる。
（授業科目）

第 2 条 授業科目は、全学共通教育科目及び専門科目に大別する。

2 全学共通教育科目は、人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門に区分して開設する。

3 専門科目は、工学基礎科目部門、工学応用科目部門、工学特殊科目部門、他学部科目に区分して開設する。

4 開設する授業科目、単位数及び標準的な履修年次・毎週時間数は、別表のとおりとする。

5 山梨大学学則第 25 条の規定に基づき、他の学部の授業科目を履修することができる。

6 前項に定める授業科目のほか、山梨大学学則第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、他の大学（外国の大学を含む。）等の授業科目を履修することができる。

（授業時間数）

第 3 条 各授業科目の 1 単位あたりの授業時間数等については、次のとおりとする。

- (1) 講義・演習による授業科目については、15 時間又は 30 時間
- (2) 実験・実技・実習等による授業科目については、30 時間又は 45 時間
- (3) 卒業研究については、60 時間

（履修方法）

第 4 条 授業科目の各部門における履修方法は、次条以下に定めるところとする。

第 5 条 人間形成科目部門、語学教育科目部門、情報・数理教育科目部門、教養教育科目部門及び自発的教養科目部門においては、山梨大学全学共通教育科目等履修規程の定めるところにより、次に示す単位を修得しなければならない。

- (1) 人間形成科目部門から 2 単位以上
- (2) 語学教育科目部門から 14 単位以上
- (3) 情報・数理教育科目部門から 2 単位以上
- (4) 教養教育科目部門から 10 単位以上
- (5) 自発的教養科目部門の科目を修得した場合は、全学共通教育科目の単位に含めることができる。

2 別表 1 の規定により、特定科目を必修科目にすることができる。

第 6 条 工学基礎科目部門、工学応用科目部門、工学特殊科目部門においては、別表 1 から別表 2 に示す開設授業科目より、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 工学基礎科目部門から 24 単位以上

(2) 工学応用科目部門、工学特殊科目部門及び他学部科目から 60 単位以上

(3) 工学基礎科目部門、工学応用科目部門、工学特殊科目部門及び他学部科目から 92 単位以上

2 前項に定めるほか、履修上の必要事項については、別表 1 から別表 2 とその説明書に示す。

(履修申告)

第 7 条 履修しようとする授業科目は申告して、その授業科目担当教員の承認を受けなければならない。

2 履修申告に関する細則は、別に定める。

(成績評価及び単位認定)

第 8 条 授業科目の成績評価は原則として総括評価（試験等）の結果による。

2 成績は 100 点を満点とする点数により表示する。

3 成績が 60 点以上の授業科目について所定の単位を認定する。

4 成績を評語により表示する場合は、次のとおりとする。

- (1) S (95 ~ 100)
- (2) S⁻ (90 ~ 94)
- (3) A⁺ (87 ~ 89)
- (4) A (83 ~ 86)
- (5) A⁻ (80 ~ 82)
- (6) B⁺ (77 ~ 79)
- (7) B (73 ~ 76)
- (8) B⁻ (70 ~ 72)
- (9) C⁺ (66 ~ 69)
- (10) C (60 ~ 65)
- (11) F (0 ~ 59 及び未受験)

(総括評価（試験等）の受験資格)

第 8 条の 2 総括評価（試験等）は、その授業科目の授業に 3 分の 2 以上出席していなければ、受けることができない。

(試験)

第 9 条 試験は中間試験及び修了試験とする。中間試験は随時行い、修了試験は学期の終わりに行う。

2 修了試験については、教員の指示があった場合、その再試験または特別試験を願い出ることができる。

3 再試験と特別試験に関する細則は、別に定める。

(成績不振者に対する修学指導)

第9条の2 病気その他やむを得ない事情が無いにもかかわらず、修学状況が著しく不良で、取得単位数等が別表3に定める基準に達しない者には、成績不振注意あるいは退学勧告の修学指導措置を行うことがある。

2 退学勧告を連続して2回以上受けたにもかかわらず、修学状況に改善が見られず、成業の見込みのない者には山梨大学学則第36条第2項により退学命令を行うことがある。

3 第1項の規定により退学勧告を受けて退学した者で、1年以上経過した後、再入学の意志をもつ者は、山梨大学学則第11条により再入学を認めることがある。

4 その他修学指導措置に関しては、別に定める。

(卒業研究)

第10条 卒業研究は、次に示す要件を満たさなければ、履修することができない。

- (1) 本学部に3年以上在学していること。
- (2) 全学共通教育科目等履修規程に定める要件を満たしていること。
- (3) 第5条第1項第1号から第4号に定める単位数を30単位以上修得していること。
- (4) 第6条第1項第1号に定める単位数及び第2号に定める単位数の7割以上を修得していること。

2 卒業研究の履修に関する細則は、別に定める。

(卒業の要件)

第11条 卒業の要件は、次のとおりとする。

- (1) 卒業研究を履修できる要件を満たしたのち、1年以上在学していること。
- (2) 卒業研究等必須科目の単位を修得していること。
- (3) 全学共通教育科目等履修規程に定める要件を満たしていること。
- (4) 第5条第1項第1号から第4号に定める単位数を含め、全学共通教育科目を32単位以上修得していること。
- (5) 第6条に定める単位数を修得していること。
- (6) 合計124単位以上を修得していること。

2 第2条第6項の規定により他の大学(外国の大学を含む。)等で修得した単位は、教授会の議に基づき、60単位を越えない範囲で前項に定める124単位に含ませることができる。

(教育職員免許状の取得)

第12条 高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、別表Aから別表Fに示す開設授業科目により、教育職員免許法に定める関係科目の単位数を修得しなければならない。

(教育実習の履修)

第12条の2 教育実習の履修に関する細則は、別に定める。

(編入学生の単位認定及び履修方法に関する特例)

第13条 本学部に編入学した者(以下「編入生」という。)の入学前に履修した授業科目及びその修得単位数については、審査の上、その一部を本学に開設する授業科目及びその修得

単位数として、次のとおり認定する。

(1) 大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目及びその修得単位については、全学共通教育科目の人間形成科目部門を2単位、語学教育科目部門のうち英語の必修科目を8単位、情報・数理教育科目部門を2単位、教養教育科目部門を10単位計22単位と専門科目の基礎ゼミ2単位を一括認定する。審査の上、語学教育科目部門の未習外国語は4単位まで、専門科目は55単位までを認定する。

(2) 大学、短期大学又は高等専門学校以外の教育施設等において履修した授業科目及びその修得単位については、審査の上、語学教育科目部門の未習外国語を除く全学共通教育科目は22単位まで、語学教育科目部門の未習外国語は4単位まで、専門科目の基礎ゼミは2単位、基礎ゼミを除く専門科目は55単位までを認定する。

2 編入生については、編入された年次の学部学生に該当する履修規程を適用する。

3 編入生については、別表に示す順序指定授業科目の履修順序を適用しない。

4 編入生が卒業研究を履修できる要件は、第10条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 1年以上在学していること。

(2) 第10条第1項第4号の要件を満たしていること。

(外国人留学生の授業科目及び履修方法に関する特例)

第14条 外国人留学生については、語学教育科目部門の外国語としては、母語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、英語を母語とする者は、語学教育科目部門の中に開設する日本語を英語に代えることができる。

2 外国人留学生に対しては、語学教育科目部門の中に日本語科目に関する授業科目を開設する。

また、教養教育科目部門の中に日本事情に関する授業科目を開設する。

(その他の事項)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 工学部履修規程(平成10年4月1日制定)は、廃止する。

3 平成16年3月31日に在学する者については、なお、従前の工学部履修規程による。

4 平成16年度及び平成17年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17年度及び平成18年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度及び平成 19 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 19 年度及び平成 20 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 20 年度及び平成 21 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 21 年度及び平成 22 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 22 年度及び平成 23 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 23 年度及び平成 24 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。
- 2 平成 24 年度及び平成 25 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 12 月 6 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

2 平成 24 年度及び平成 25 年度に特別編入・編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

2 平成 27 年度及び平成 28 年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

2 平成 29 年度及び平成 30 年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

2 2019 年度及び 2020 年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

2 令和 2 年度及び令和 3 年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降の入学者から適用する。

2 令和 6 年度及び令和 7 年度に編入学する者については、なお、従前の履修規程による。

着色の凡例

- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目（理科）：赤色
- ・免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目（工業）：青色
- ・学則・履修規程上定められているが、免許法施行規則に定める教科に関する専門的事項に関する科目に該当しない、
- ・各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目：緑色

別表1 1年次のクラス専門科目

部門	区分	授業科目番号	授業科目名	単位	毎週時間数		必選	教職免許	備考
					前	後			
工学基礎科目	工学部共通	UPC101	微分積分学Ⅰ	2	2		●		
		UPC102	微分積分学Ⅱ	2		2			
		UPC103	線形代数学Ⅰ	2	2		●		
		UPC104	線形代数学Ⅱ	2		2			
		UPC105	微分方程式	2		2			
		UPC106	基礎物理学(力学)	2	2		②	☆	
		UPC107	基礎物理学(波動・光・熱)	2		2	②		
		UPC108	基礎物理学(電磁気学)	2		2	②		
		UPC109	基礎化学	2	2		②		
		UPC110	基礎無機化学	2		2		☆	
		UPC111	基礎有機化学	2		2		☆	
		UPC112	基礎生物学	2	2			☆	
		UPC113	実践ものづくり実習	1	2	2			◆
		UPC114	化学安全と衛生	2	2		④	☆	
		UPC115	基礎分析化学	2		2	④	☆	
		UPC116	土木環境工学概論	2	2		④		
		UPC117	環境化学	2		2	④		
		UPC118	プログラミング基礎	2	2		④	★	
		UPC119	離散数学	2		2	④		
		UPC120	デザイン基礎	2	2		④		
		UPC121	Pythonプログラミング	2	2		④		
		UPC122	統計処理入門	2		2	④		
		UPC123	基礎ゼミ	2	2		●		
クラス共通	クラス共通	UPC150	基礎物理化学	2	2		▲	☆	化学系クラス
		UPC151	化学熱力学Ⅰ	2		2	▲	☆	化学系クラス
		UPC152	自然科学実験	2		4	▲	☆	化学系クラス
		UPC153	土木環境デザイン	2	2		▲	★	土木環境系クラス
		UPC154	数値計算および実習	2		2	▲		土木環境系クラス
		UPC155	応用物理学	2		2	▲		土木環境系クラス
		UPC156	社会と科学技術	2	2		▲		総合工学クラス
		UPC157	情報処理及びプログラミング基礎実習	2	4		▲	★	情報系
		UPC158	プログラミング応用及び演習Ⅰ	2		2	▲	★	情報系 4学期制(前半)
		UPC159	プログラミング応用及び演習Ⅱ	2		2	▲	★	情報系 4学期制(後半)
		UPC160	機械工学概論	2	2		▲	★	機械電気系
		UPC161	電気の基礎	2		2	▲		機械電気系
		UPC162	C言語プログラミング	2		2	▲		機械電気系
		他学部	他学部		共生科学入門	2	2		
その他	その他							※	
								※	
								※	
								※	

●は必修科目

▲は選択必修科目（ただし所属するクラスごとに備考欄に示される科目を含む6単位以上必修）

○に数字は選択必修科目（数字は取得する単位数・例：④と記載している科目の中から4単位を取得する必要がある）

備考欄

☆：教職免許(理科)の関連科目 ★：教職免許(工業)の関連科目

ただし、別表1以外に履修が必要な科目があるので、工学部免許状履修基準を確認すること。

◆：前期と後期に開講するが通年ではない科目

※：卒業要件外科目

別表1に記載している他学部科目は、卒業要件に含むことができる。

別表2 2年次以降のコース専門科目

部門	授業科目番号	授業科目名	単位	標準履修年次・毎週時間数						コース毎の履修分類							教職免許	備考		
				2年		3年		4年		CL	AC	CE	CS	ME	JM	EE				
				前	後	前	後	前	後											
工学 応用 科目	UCL201	無機化学	2	2						●	●							☆		
	UCL202	材料化学	2	2						●								☆		
	UCL203	化学反応速度論	2	2						△	△							★		
	UCL204	入門化学実験	2	2						●								☆		
	UCL205	電子回路実験	1	2						●									★	
	UCL206	機械加工及び演習	1	2						△	△								★	
	UAC201	有機化学I	2	2						●	●								☆	
	UAC202	化学熱力学II	2	2						●	●								☆	
	UAC203	基礎化学実験	2	2							●								★	
	UCE201	建設材料学及び演習	3	4							●								★	(2コマ)
	UCE202	構造力学及び演習第一	3	4							●								★	(2コマ)
	UCE203	水理学及び演習第一	3	4							●								★	(2コマ)
	UCE204	計画学基礎及び演習	3	4							●								★	(2コマ)
	UCE205	防災工学I	2	2							●								★	
	UCE206	環境生態学	2	2							⑧									
	UCS201	基礎電気理論	2	2								⑫							★	
	UCS202	計算機アーキテクチャI	2	2								⑫								
	UCS203	計算機アーキテクチャI演習	1	2								●							★	
	UCS204	データベース及び演習	2	2								●							★	
	UCS205	アルゴリズムとデータ構造I	2	2								●							★	
	UCS206	アルゴリズムとデータ構造I演習	1	2								●							★	
	UCS207	画像処理及び演習	2	2								●							★	
	UCS208	画像処理及び演習	2	2								●							★	
	UME201	機械工学デザインI	1	3								●							★	
	UME202	ものづくり実習I	1	3								●							★	
	UME203	材料力学I	2	2								●							★	
	UME204	材料の科学I	2	2								●							★	
	UME205	機械力学	2	2								●							★	
	UME206	熱力学	2	2								●							★	
	UME207	応用数学	2	2								△								
	UJM201	メカトロニクス実習(機械)	2	2									●						★	(機械)
	UJM202	メカトロニクス製図	2	2									●						★	(全分野)
	UJM203	材料と力学I	2	2									●						★	(機械)
	UJM204	機械加工学	2	2									●						★	(機械)
	UJM205	計測とセンサ	2	2									●						★	(電気)
	UJM206	デジタル回路I	2	2									●						★	(電気)
	UJM207	組み込みプログラミングI演習	2	2									●						★	(情報)
	UJM208	組み込みプログラミングI	2	2									●						★	(情報)
	UJM209	解析学	2	2									△							
	UJM210	基礎情報理論	2	2									△							
	UJM211	物理学実験	2	2									●							(全分野)
	UEE201	電気電子工学実験I	2	4										●					★	
	UEE202	電磁気学I	2	2										●					★	
	UEE203	電気回路I	2	2										●					★	
	UEE204	電子物性基礎及び実習	3	3										●					★	
UEE205	エネルギー工学概論	2	2										●					★		
UEE206	計測センシング	2	2										●					★		
UEE207	組み込みプログラミング及び実習	3	3										△					★		
UEE208	信号とシステム及び実習	3	3										△							
UEE209	電気系数学I	2	2										●							
UEE210	電磁気学I演習	1	2										△							
UEE211	電気回路I演習	1	2										△							
UCL251	固体分析化学	2	2							●								☆		
UCL252	有機化学II	2	2							●	●							☆		
UCL253	基礎電気化学	2	2							●	△							☆		
UCL254	結晶化学	2	2							△								☆		
UCL255	固体物性化学	2	2							△								★		
UCL256	環境エネルギー工学	2	2							△								★		
UCL257	触媒化学	2	2							△								★		
UCL258	無機分析化学実験	2	2							●								☆		
UAC251	量子化学	2	2							△	△							☆		
UAC252	高分子合成	2	2							●	△							☆		
UAC253	分析化学	2	2								●							☆		
UAC254	機能性材料科学	2	2								●							★		
UAC255	発展化学実験	2	2								●							☆		
UCE251	測量学	2	2									●						★		
UCE252	土質力学及び演習	3	4									●						★	(2コマ)	
UCE253	衛生工学及び演習	3	4									●						★	(2コマ)	
UCE254	コンクリート構造学第一	2	2									⑧						★		
UCE255	構造力学第二	2	2									⑧						★		
UCE256	水理学第二	2	2									⑧						★		

部門	授業科目番号	授業科目名	単位	標準履修年次・毎週時間数						コース毎の履修分類							教職免許	備考	
				2年		3年		4年		CL	AC	CE	CS	ME	JM	EE			
				前	後	前	後	前	後										
	UCE257	都市計画	2		2						⑧						★		
	UCE258	構造力学	2		2						△						★		
	UCE259	土木環境科学実験	1		4						●							(2コマ)	
	UCE260	交通計画・設計	2		2						△						★		
	UCS251	情報理論	2		2							⑫					★		
	UCS252	オペレーティングシステム	2		2							⑫					★		
	UCS253	オペレーティングシステム演習	1		2							⑫					★		
	UCS254	ソフトウェア工学及び演習Ⅰ	2		2							●					★		
	UCS255	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	2		2							●					★		
	UCS256	コンピュータネットワーク実習	2		2							●					★		
	UCS257	コンピュータネットワーク	2		2							●					★		
	UCS258	コンピュータネットワーク実習	2		4							⑫					★		
	UME251	機械工学デザインⅡ	1		3								●				★		
	UME252	ものづくり実習Ⅱ	1		3								●				★		
	UME253	流体力学Ⅰ	2		2								●				★		
	UME254	材料力学Ⅱ	2		2								△				★		
	UME255	材料の科学Ⅱ	2		2								△				★		
	UME256	制御工学Ⅰ	2		2								●				★		
	UME257	伝熱工学	2		2								△				★		
	UME258	機械要素設計	2		2								●				★		
	UME259	加工学Ⅰ	2		2								●				★		
	UJM251	メカトロニクス実習(電気)	2		2									●			★	(全分野)(電気)	
	UJM252	材料と力学Ⅱ	2		2									●			★	(機械)	
	UJM253	運動の力学Ⅰ演習	1		2									●			★	(機械)	
	UJM254	運動の力学Ⅰ	2		2									●			★	(機械)	
	UJM255	デジタル回路Ⅱ	2		2									●			★	(電気)	
	UJM256	アナログ回路Ⅰ	2		2									●			★	(電気)	
	UJM257	組込みハードウェア設計演習	1		2									●			★	(情報)	
	UJM258	組込みプログラミングⅡ	2		2									●			★	(情報)	
	UJM259	コミュニケーション	2		2									⑫					
	UEE251	電気電子工学実験Ⅱ	2		4										●		★		
	UEE252	電子回路Ⅰ及び実習	3		3										●		★		
	UEE253	電子回路Ⅱ及び実習	3		3										●		★		
	UEE254	電子物性工学及び実習	3		3										●		★		
工学 応用 科目	UEE255	電気エネルギー変換工学	2		2										●		★		
	UEE256	量子力学	2		2										△		★		
	UEE257	電子デバイス基礎	2		2										△		★		
	UEE258	情報通信Ⅰ及び実習	3		3										△		★		
	UEE259	電磁気学Ⅱ	2		2										△		★		
	UEE260	電気系数学Ⅱ	2		2										●				
	UEE261	電気系数学Ⅲ	2		2										△				
	UEE262	量子力学演習	1		2										△				
	UEE263	電気系エンジニアのための英語リテラシー	2		2										△				
	UCL301	物理化学実験	3		2					●								☆	
	UCL302	電気化学実験	3		2					●								☆	
	UCL303	電気化学	2		2					●								☆	
	UCL304	物理化学実践演習	1		2					●								☆	
	UCL305	有機化学実践演習	1		2					●								☆	
	UCL306	無機合成化学	2		2					△								★	
	UCL307	化学技術英語	2		2					△	△							★	
	UCL308	表面工学	2		2					△								★	
	UCL309	クリーンエネルギー工学	2		2					△								★	
	UCL310	光電気化学	2		2					△								★	
	UCL311	エネルギー材料化学	2		2					△								★	
	UAC301	無機材料プロセス	2		2						△							★	
	UAC302	物理化学演習	1		2					●								★	
	UAC303	界面化学	2		2						△							★	
	UAC3045	有機機器分析	2		2						●							★	
	UAC3054	高分子物性	2		2						△							★	
	UAC306	無機機器分析	2		2					△	●							★	
UAC307	分析化学実験	2		2						●							☆		
UAC308	無機・物理化学実験	2		2						●							☆		
UCE301	測量学実習第一	1		2							●						★		
UCE302	測量学実習第二	1		2							●						★		
UCE303	建設工学実験Ⅰ	1		4							●						★	(2コマ)	
UCE304	建設工学実験Ⅱ	1		4							●						★	(2コマ)	
UCE305	地盤工学	2		2							⑧						★		
UCE306	コンクリート構造学第二	2		2							△						★		
UCE307	水文学	2		2							△						★		
UCE308	景観工学	2		2							△						★		
UCE309	水処理工学	2		2							△						★		
UCE310	環境工学実験	1		4							●							(2コマ)	
UCE311	防災工学Ⅱ	2		2							⑧						★		

部門	授業科目番号	授業科目名	単位	標準履修年次・毎週時間数						コース毎の履修分類						教職免許	備考	
				2年		3年		4年		CL	AC	CE	CS	ME	JM			EE
				前	後	前	後	前	後									
	UCE312	構造解析学	2			2					△							
	UCE313	土木環境行政法	1			2					△							
	UCS301	ハードウェア基礎及び実験	3			4						⑫						★
	UCS302	プログラミング言語論	2			2						●						★
	UCS303	ソフトウェア工学及び演習Ⅱ	2			2						⑫						★
	UCS304	ヒューマンコンピュータインタラクション	2			2						●						★
	UCS305	数値計算基礎	2			2						⑫						★
	UCS306	知的システムⅠ	2			2						●						★
	UCS307	計算機アーキテクチャⅡ	2			2						⑫						
	UCS308	数理と論理に基づく情報処理	2			2						⑫						★
	UCS309	ソフトウェア開発プロジェクト外実習Ⅰ	2			2						●						★
	UME301	流体力学Ⅱ	2			2						△						★
	UME302	構造解析	2			2						△						★
	UME303	バイオメカニクス	2			2						△						★
	UME304	制御工学Ⅱ	2			2						△						★
	UME305	熱エネルギー変換工学	2			2						△						★
	UME306	ナノ・マイクロ工学	2			2						△						★
	UME307	加工学Ⅱ	2			2						△						★
	UME308	数値解析	2			3						△						
	UME309	エンジニアリングコミュニケーション	2			2						△						
	UME310	機械工学実験Ⅰ	1			3						●						
	UME311	モビリティ工学演習	1			2						□						
	UME312	バイオメカニクス演習	1			2						□						
	UJM301	メカトロニクス実験Ⅰ	2			2						●						★ (全分野)
	UJM302	マルチメディア工学	2			2						⑫						★
	UJM303	運動の力学Ⅱ	2			2						⑫						★
	UJM304	メカトロニクス実習(情報)	2			2						●						★ (全分野)(情報)
	UJM305	システム制御工学	2			2						●						★ (全分野)
	UJM306	システム制御工学演習	1			2						●						★ (全分野)
	UJM307	機械要素Ⅰ	2			2						●						★ (機械)
	UJM308	アナログ回路Ⅱ	2			2						●						★ (電気)
	UJM309	システム設計	2			2						●						★ (電気)
	UJM310	組込みソフトウェア構成法	2			2						●						★ (情報)
	UJM311	組込み設計	2			2						●						★ (情報)
	UJM312	メカトロニクス演習Ⅰ	1			2						△						特別教育プログラム科目
	UEE301	電気電子工学実験Ⅲ	2			4												★
	UEE302	光物性工学	2			2							△					★
	UEE303	電子デバイス工学Ⅰ及び実習	3			3							△					★
	UEE304	電子回路Ⅱ	2			2							△					★
	UEE305	デジタル電子回路	2			2							△					★
	UEE306	情報通信Ⅱ	2			2							△					★
	UEE307	先端計測理工学	2			2							△					
	UCL351	クリーンエネルギー化学実験	3			2				●								☆
	UCL352	無機化学実践演習	1			2				△								☆
	UCL353	化学工学	2			2				△	△							★
	UCL354	化学工学実践演習	1			2				△								★
	UCL355	分析化学実践演習	1			2				△								★
	UCL356	水素エネルギー特別講義	1			□				△								
	UCL357	電池特別講義	1			□				△								
	UCL358	太陽エネルギー特別講義	1			□				△								
	UAC351	無機化学演習	1			2				●								★
	UAC352	固体物性	2			2				△								★
	UAC353	分析化学演習	1			2				●								★
	UAC354	有機化学演習	1			2				●								★
	UAC355	生化学	2			2				△								☆
	UAC356	研究室実践実習	2			2				●								
	UAC357	有機・高分子化学実験	2			2				●								☆
	UCE351	エンジニアリングデザイン	1			4						●						★
	UCE352	総合河川学	2			2						△						★
	UCE353	資源循環工学	2			2						△						
	UCS351	科学技術英語	2			2												
	UCS352	形式言語とコンパイラ	2			2						⑫						★
	UCS353	コンピュータグラフィックス及び演習	2			2						⑫						★
	UCS354	ソフトウェア開発プロジェクト外実習Ⅱ	3			4						●						★
	UCS355	感性情報工学及び演習	2			2						⑫						★
	UCS356	知的システムⅡ	2			2						⑫						★
	UCS357	知的システム演習	1			2						⑫						★
	UCS358	IoT・AIシステム	2			2						⑫						
	UCS359	IoT・AIシステム演習	1			2						⑫						★
	UME351	応用流体工学	2			2							△					★
	UME352	数値シミュレーション	2			2							△					★

工学部教育職員免許状履修基準（案）

別表A

教育職員免許状の種類・教科

免許状の種類	教科	学科名等
高等学校教諭一種免許状	理科	工学科（クリーンエネルギー化学コース及び 応用化学コース推奨）
	工業	工学科

※数学及び情報の免許は、令和6年度から取下げ

別表B

教育職員免許状取得に必要な科目の単位数

免許状の種類	所要資格	
	基礎資格	最低修得単位数（注）
高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	59

（注）この他に、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位を修得すること。（別表F参照）

別表C

教科及び教職に関する科目

科目区分等		最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目（別表D参照）		24	
教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（別表E参照）	教育の基礎的理解に関する科目	10	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	
	教育実践に関する科目	教育実習	3
		教職実践演習	2
大学が独自に設定する科目		12	
合計		59	

（注）1 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、最低修得単位を超えて履修した教科及び教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について、併せて12単位以上を修得すること。

2 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。（教育職員免許法施行規則第5条第1項表備考第6号）

別表D

教科及び教科の指導法に関する科目

高等学校教諭一種免許状（工業）

科目区分等		要 求 単位数	科目 番号	授業科目名等	単位	必選	備考
教科に 関する 専門的 事項	工業の関係科目	16 単位 以上		工学部履修規程別表 1 において★印を付した授業科目 ただし、次の 2 科目は必修 データエンジニアリング基礎 品質管理概論	2 2	● ●	
	職業指導	4 単位		職業指導第一 職業指導第二	2 2	● ●	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		4 単位		工業科教育法 I 工業科教育法 II	2 2	● ●	

(注) ●印は、必修科目を示す。ただし、各教科の指導法に関する科目の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目（★）について修得することができる。また、職業指導第一・第二を除く。職業指導及び各教科の指導法の科目で取得した単位は、工学部の卒業要件に含むことができない。

高等学校教諭一種免許状（理科）

科目区分等		要 求 単位数	科目 番号	授業科目名等	単位	必選	備考
教科に 関する 専門的 事項	物理学	2 単位 以上		基礎物理学（力学） 量子化学	2 2	●	
	化学	8 単位 以上		基礎無機化学 基礎有機化学 化学安全と衛生 基礎分析化学 基礎物理化学 化学熱力学 I 無機化学 材料化学 有機化学 I 化学熱力学 II 固体分析化学 有機化学 II 基礎電気化学 高分子合成 分析化学 電気化学 物理化学実践演習 有機化学実践演習 無機化学実践演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 1	● ●	

生物学	2 単位 以上		基礎生物学 生化学	2 2	●	
地学	2 単位 以上		地球科学 結晶化学	2 2	●	□
「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	8 単位 以上		自然科学実験 入門化学実験 無機分析化学実験 発展化学実験 物理化学実験 電気化学実験 分析化学実験 無機・物理化学実験 クリーンエネルギー化学実験 有機・高分子化学実験	2 2 2 2 3 3 2 2 3 2	●	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4 単位		中等理科教育法 中等理科教育法Ⅱ	2 2	● ●	

(注) 1 ●印は、必修科目を示す。

2 備考欄の□印の付された科目は、生命環境学部の開設科目を示す。

3 各教科の指導法及び他学部科目で取得した単位は、工学部の卒業要件に含むことができない。

別表 E

教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

高等学校教諭一種免許状（理科、工業）

科目区分等	要 求 単 位 数	科 目 番 号	授 業 科 目 名	単 位	必 選	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	10 単位		教育学概論	2	●	
			現代教職論	2	●	
			学校制度・経営論	2	●	
			生涯発達教育心理学 青年期心理学	2 2	●	
			特別支援教育論	1	●	
			教育課程論	2	●	

指導、道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8 単位		総合的な学習の時間の指導法	2	●		
	特別活動の指導法			特別活動論	2	●		
	教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				情報通信技術を活用した教育の方法と技術	2	●	
	生徒指導の理論及び方法				生徒指導論（進路指導を含む。）	2	●	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					学校教育相談論	2	●
関する科目	教育実習	3 単位		高等学校教育実習（事前・事後指導 1 単位を含む。）	3	●		
	教職実践演習	2 単位		教職実践演習（高）	2	●		

(注) 1 ●印は、必修科目を示す。

- 2 教育実習 3 単位は、実習校での「教育実習」と「事前・事後指導」との二つの履修から構成されている。教育実習を行うためには、「事前指導」を受講しなければならない。
- 3 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等で取得した単位は、工学部の卒業要件に含むことができない。

別表 F

教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目

科目区分等	開設授業科目			備考
	授業科目名	単位数		
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	生活と健康 I	1		
	生活と健康 II	1		
外国語コミュニケーション	英語 A 初級		2	} 1 科目 選択必修
	英語 B 初級		2	
	英語 A 中級		2	
	英語 B 中級		2	
	英語 A 上級		2	
	英語 B 上級		2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目	データサイエンス入門	2		

(注) 1 上記授業科目は、全学共通教育科目の開設科目を示す。

卒業等要件表(案)

授業科目区分		必修単位数	卒業研究履修に必要な単位数	卒業に必要な単位数	
全学 共通 教育 科目	人間形成科目部門	2	30 ^a	96	32
	英語	8			
	未習外国語	4			
	情報・数理教育科目部門	2			
	人文科学分野	2			
	社会科学分野	2			
	自然科学分野	2			
	健康科学分野	2			
教養発展科目	2	10			
自発的教養科目部門	—				124
専門 科目	工学基礎科目部門	18	24	24	92 ^c
	工学応用科目部門	現時点で最大38 (コースにより異なる)	42 ^b	60	
	工学特殊科目部門	—			
	他学部科目*	—			
	その他(要件外)	—	—	—	

*：履修科目のうち指定された科目の単位数を8単位まで算入可

^a：3年次編入生は適用外とする

^b：32単位以上は所属するコースの必修または選択科目の単位から修得すること

^c：所属するコースの必修単位は全て修得すること

細則1 履修申告に関する細則（工学部）案

制 定 平成16年4月1日

最終改正 令和5年12月 日

（総 則）

第1条 工学部履修規程第7条に定める履修申告に関しては、この細則の規定に定めるところによる。

（申告方法）

第2条 履修申告は、学期の始めの指定された期間に、本細則第11条「工学部履修申告手続」等によって行うものとする。

第3条 集中講義による授業科目の履修申告は、前条の規定にかかわらず、その都度、授業科目ごとに別に定める「工学部履修申告手続」によって行うものとする。

第4条 本学部開設以外の授業科目を履修申告する場合は、次に定めるところによる。

(1) 他学部の専門科目（工学部履修規程別表1、2に記載している授業科目を除く）については、本細則第11条定める「工学部履修申告手続」により、あらかじめ許可を受けなければならない。

(2) 他の大学（外国の大学を含む。）等の授業科目については、山梨大学学生交流細則の定めるところによりあらかじめ許可を受けなければならない。

（申告の確認）

第5条 第2条により履修申告した者はY I N S - C N S等により、登録内容を確認するものとする。

2 登録されていない授業科目については、単位修得を認めない。

（申告の修正）

第6条 履修申告の修正は、申告に誤りがあった場合又は履修しようとする授業科目を変更したい場合に、指定された期間内に限り行うことができる。

2 履修人員の偏り、対象学年又はその他の理由により、授業担当教員から申告の修正を指示された者は、当該授業科目の履修申告を修正しなければならない。

（申告の特別措置）

第7条 山梨大学学生交流細則により、学年の始期が異なる外国の大学に留学するため、第2条の手続きができない者は、留学前に次により手続きを行うことができる。

(1) 留学前に履修申告した授業科目は、「継続履修願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、引き続いて履修することができる。

(2) 留学後、卒業に必要な卒業研究等の授業科目を履修申告したい場合は、所属学科が特に必要と認める場合に限り、「履修申告願」により授業担当教員及び所属学科の承認を受けて、帰国後、履修することができる。

(3) この細則に定めるもののほか、運用を厳格にするために必要な事項は、別に定める。

(二重申告の禁止)

第8条 二重申告（授業時間割表において同一時間に並列して開設されている授業科目を、同時に2科目以上履修申告することをいう。）は、これを認めない。ただし、集中講義が通常の授業科目と重なる場合、または卒業に必要な授業科目が卒業研究の履修と重なる場合、その他特別な場合で、「二重申告許可願」により許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書によらない二重申告があった場合は、二重申告したすべての授業科目の単位修得を認めない。

(重複申告の禁止)

第9条 重複申告（すでに単位を修得している授業科目を、再び履修申告することをいう。）は、これを認めない。

(雑 則)

第10条 この細則に定めのない事項については、「成績の通知」等によるものとする。

(工学部履修申告手続)

第11条

学生は、専門科目について次のとおり履修申告等を行う。

①他学部聴講、二重申告、細則2第3条(3)に定める再試験許可取消しが必要な場合は、指定の様式により工学域支援課教務担当へ申し出る。(* 1)

②指定の方法により履修申告を行う。

③履修申告の登録内容を各自確認する。(Y I N S - C N S 等)

④修正が必要な場合は、指定の方法により修正申告を行う。

⑤集中講義の履修申告は、その都度授業科目ごと指定期限内に指定の方法により行う。

○内の数字は、手続きの順序を示す。

①～④の実施期日及び方法は、掲示等によって周知される。

また、共通科目の履修申告については、別途指示に従うこと。

(* 1) 他学部聴講、二重申告、細則2第3条(3)に定める再試験許可を取消す場合は、指定の様式に基づき、あらかじめ授業担当教員および教育主任等の許可を得なければならない。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 細則1(昭和39年4月1日制定)は、廃止する。

3 平成16年3月31日に在学する者については、なお、従前の細則1による。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者については、なお、従前の細則1による。

附 則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 1 による。

附 則

- 1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 1 による。

成績の通知

履修申告した授業科目の成績は、各学期はじめのガイダンスにおいて、修得単位通知書により本人に通知する。

なお、工学域支援課教務担当窓口においては、学生及び保護者からの成績に関する問い合わせには応じない。

細則 2 再試験に関する細則（工学部）

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 令和 5 年 1 2 月 日

（総 則）

第 1 条 工学部履修規程第 9 条に定める再試験に関しては、この細則の定めるところによる。

（定 義）

第 2 条 再試験とは、受験資格のある者が、事故により修了試験を受験できなかった場合、又は修了試験の成績が 60 点に達しなかった場合、次年度の修了試験の際に再びその者に、受験の機会を与えることをいう。

（再試験の取扱）

第 3 条 再試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 本学部の専門科目に属する授業科目については、当該授業科目を担当した教員が許可を与えた場合、1 回に限り再試験を認める。この場合には、新規履修申告は不要である。
- (2) 再試験は、その許可を与えた当該授業科目担当教員の指示に従って、同一の授業科目を受験することとする。

なお、再試験の許可を与えた教員の指示が得られない場合については、教育委員会の指示に従うものとする。

(3) 再試験の許可を取り消し、同一の授業科目を履修申告する場合については、細則1の第11条に定める手続きを行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 細則2（昭和36年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日に在学する者については、なお、従前の細則2による。

附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者については、なお、従前の細則2による。

細則3 卒業研究に関する細則（工学部）

制 定 平成16年4月1日
最終改正 令和5年12月 日

（総 則）

第1条 工学部履修規程第10条に定める卒業研究の履修その他に関しては、この細則の定めるところによる。

（題 目）

第2条 卒業研究の題目は、所属コースの専門科目に関係の深いものでなければならない。
（申告方法）

第3条 卒業研究の履修申告は、履修申告に関する細則第2条によるものとする。

- 2 前項の履修申告は、あらかじめ指導教員の承認を受けなければならない。
- 3 この細則に定めるもののほか、申告の特別措置については、別に定める。

（指導教員）

第4条 指導教員は、本学の教授、准教授、講師又は助教でなければならない。ただし、特別な場合、学部長の許可を経て他学部の教授、准教授、講師又は助教を指導教員とすることができる。

（履 修）

第5条 卒業研究の履修は、本学部が定める期間内に終了するものとする。ただし、特別な場合、学部長の許可を経てその期間を延長することができる。

2 前項ただし書による期間の延長は、卒業研究を継続して履修するもの（研究内容を継続するもの）に限り、翌年度の学期または学年の終わりまでとする。

（審 査）

第6条 卒業研究の審査は、本学部が定める期間の終わりに行う。

附 則

- 1 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 細則 3（昭和 37 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
- 3 平成 16 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

附 則

- 1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

附 則

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

附 則

- 1 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日に在学する者については、なお、従前の細則 3 による。

細則 4 再入学に関する細則（工学部）

制 定 平成 16 年 4 月 1 日
最終改正 令和 5 年 1 2 月 日

（趣 旨）

第 1 条 この細則は、山梨大学学則第 11 条及び工学部履修規程第 9 条の 2 に定める再入学に関し、工学部における取り扱いについて必要な事項を定める。

（再入学の条件）

第 2 条 再入学の条件については、次のとおりとする。

- (1) 再入学の時期は、学期の始めとする。
- (2) 退学勧告により退学した者については退学後 1 年以上経た者を対象とする。
- (3) 再入学するクラスやコース及び学年は、在学時の所属や既修得単位の状況を勘案して決定する。
- (4) 再入学した際は、再入学年次の学生便覧の規程を適用し、既修得単位は審査の上、認める。
- (5) 在学年限については、再入学年次の学生と同じ扱いとする。

(再入学の手續及び選考等)

第3条 再入学の手續及び選考等については、次のとおりとする。

(1) 再入学を希望する者は、再入学希望日の2カ月前までに工学域支援課教務担当窓口において「再入学願及び理由書」を提出しなければならない。

(2) 再入学の選考は、教授会が行う。

(3) 再入学を許可された者には「再入学許可書」を発行する。

(検定料等)

第4条 検定料、入学料及び授業料の額並びに納入に関する事項については、別に定める。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 細則4(平成14年4月1日制定)は、廃止する。

3 平成16年3月31日に在学する者については、なお、従前の細則4による。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する者については、なお、従前の細則4による。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日以前に工学部に在学する者については、従前の例による。

細則5 特別試験に関する細則 (工学部)

制 定 平成23年4月1日

最終改正 令和5年12月 日

(総 則)

第1条 工学部履修規程第9条に定める特別試験に関しては、この細則の定めるところによる。

(定 義)

第2条 特別試験とは、当該学期内に再度試験の機会を与えることをいう。

(特別試験の取扱)

第3条 特別試験の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 本学部の専門科目に属する授業科目に限り、当該授業科目を担当した教員が指示を与えた場合に限り、特別試験の受験を認める。

(2) 特別試験を受験するためには、当該授業科目の補講の受講または一定時間以上の自主学習が必要である。補講、自主学習、受験の各詳細は、担当教員もしくは教育主任の指示によるものとする。

(3) 特別試験の合格者の評価方法は教育委員会で定める。

(4) 特別試験は本学部が定めた特別試験期間中に実施する。

附 則

1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

細則6 教育実習に関する細則

制 定 平成30年12月6日

最終改正 令和5年12月 日

(総 則)

第1条 工学部履修規程第12条の2に定める教育実習の履修、単位認定及びその他に関しては、この細則の定めるところによる。

(履修要件)

第2条 教育実習を履修するためには、実習当該年次において下記の科目及び単位を修得もしくは履修中であることを原則とする。

高等学校教育実習（高等学校教諭一種免許状取得者）

第二欄	各教科教育法	4単位
第三欄	教育学概論	2単位
	現代教職論	2単位
	学校制度・経営論	2単位

	青年期心理学	2 単位
	特別支援教育論	1 単位
	教育課程論	2 単位
第四欄	情報通信技術を活用した教育の方法と技術	2 単位
	生徒指導論（進路指導を含む。）	2 単位

（教育実習の内容）

第3条 教育実習は、実習校での実習及び事前・事後指導から成る。

（皆勤の原則）

第4条 教育実習については、前条に定めるすべての日程に出席しなければならない。

（申告日）

第5条 教育実習の履修申告日は、学部長が指定した日とする。

（単位の認定）

第6条 単位の認定は、実習校による教育実習の評価等にもとづいて、本学部が行う。

（その他）

第7条 教育実習の履修を申告する際には、申告者の所属するコースの指導教員等の承認を必要とする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。